

令和6年度

手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

手取川・梯川水系流域治水協議会

日 時：令和7年3月17日(月)13:00～15:00

開催方式：WEB会議

議 事 次 第

1. 開会挨拶

2. 議事

令和6年度 手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 各機関の減災に係る取組状況について | 資料-1-1～1-4 |
| (2) 手取川・梯川流域タイムラインの取組について | 資料-2 |
| (3) 地域メディア連携協議会について | 資料-3 |

令和6年度 手取川・梯川水系流域治水協議会

- | | |
|--|------|
| (1) 手取川・梯川水系流域治水プロジェクトにおける各機関の取組状況について | 資料-1 |
| (2) 流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化(案)について | 資料-2 |

3. 閉会

令和6年度 手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会
 令和6年度 手取川・梯川水系流域治水協議会
 出席者一覧

日 時：令和7年3月17日(月)13:00~15:00

会議方式：Web会議

(●構成員 ○オブザーバー)

機 関 名	出 席 者		減災対策協議会	流域治水協議会
	役 職	氏 名		
金沢市	内水整備課 担当課長【市長代理】	佐々木 伸安	●	●
小松市	危機管理監兼流域治水担当部長【市長代理】	北中 秀治	●	●
白山市	土木課 課長補佐【市長代理】	蔵本 敏正	●	●
能美市	土木部次長兼土木課長【市長代理】	吉田 和司	●	●
野々市市	建設部長【市長代理】	道下 和宏	●	●
川北町	土木課 課長【町長代理】	川北 征章	●	●
石川県 土木部 河川課	課長	越井 信行	●	●
石川県 土木部 砂防課	課長	田中 尚人		●
石川県 土木部 都市計画課	課長	高橋 雅憲		●
石川県 土木部 建築住宅課	担当課長【課長代理】	表 俊博		●
石川県 危機管理監室 危機対策課	次長兼課長	荒木 浩一	●	●
石川県 農林水産部 森林管理課	課長	井南 哲司		●
石川県 農林水産部 農業基盤課	課参事【課長代理】	能登 史和	○	●
石川県 石川土木総合事務所	所長	西道 正浩	●	
石川県 南加賀土木総合事務所	所長	駒田 秀一	●	
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 金沢水源林整備事務所	所長	村安 研二		●
林野庁 近畿中国森林管理局 石川森林管理署	署長	川崎 秀親		●
農林水産省 北陸農政局	洪水調節機能強化対策官【地方参事官代理】	渡邊 克之		●
IRいしかわ鉄道(株) 施設課	担当課長【施設課長代理】	鈴木 武彦	○	●
金沢地方気象台	台長	田中 恵信	●	●
国土交通省 金沢河川国道事務所	事務所長	五十川 泰史	●	●
加賀市	土木課 維持管理グループ リーダー	網谷 一毅	○	
北陸電力(株) 手取水力センター	課長(ダム水路担当)	清水 拓治	○	○
電源開発(株) 九頭電電力所(手取川事務所)	所長代理	藤本 道広	○	○
西日本旅客鉄道(株) 金沢新幹線保線区	助役	前田 朋暢	○	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	工務担当課長	岩崎 智彰	○	
陸上自衛隊 第14普通科連隊第2科	地図陸曹	桐木 哲平	○	

(出席者)

小松市	危機管理課 課長	吉浦 英一	●	●
	内水対策室 室長	木下 充生	●	●
	内水対策室 参事	南 宣仁		●
白山市	危機管理課 主査	成岡 裕一	●	●
野々市市	建設部 次長兼土木課長	塩田 健	●	●
	総務課 課長	押田 克夫	●	●
石川県 土木部 河川課	課長補佐	吉野 彰紀	●	
	課長補佐	山田 健介		●
	技師	佐野 文哉	●	●
石川県 土木部 都市計画課	室次長	細川 彰仁		●
	課長補佐	堀野 共美		●
石川県 土木部 建築住宅課	主幹	西村 仁		●
石川県 危機管理監室 危機対策課	主事	田辺 岳	●	●
農林水産省 北陸農政局	農村振興部設計課 水利調整係長	瀬野 紀子		●
IRいしかわ鉄道(株) 施設課	課長補佐	酒井 重実	○	●
金沢地方気象台	防災管理官	池野 弘明	●	●
	水害対策気象官	広瀬 淳司	●	●
	流域治水対策係長	万代呂 浩之	●	●

(事務局)

国土交通省 金沢河川国道事務所	副所長(河川)	寺田 勝一		
	総括地域防災調整官	澤原 和哉		
	事業対策官	宮本 憲治		
	流域治水課 課長	北村 秀之		
	河川管理課 課長	江淵 直嗣		
	工務第一課 課長	牛澤 秀光		
	流域治水課 流域治水係長	中川 泰成		
流域治水課 流域治水係員	坪田 葵			

各機関の減災に係る取組状況等

～ 金沢河川国道事務所 ～

取組項目	①外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施 ②毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ③洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
内 容	情報伝達訓練の実施による連絡体制の確認
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

出水期までに洪水対応演習(情報伝達訓練)を行いました。

【実施概要】

- ・日 時 : 令和6年5月15日(水) 9:00～17:00
- ・対象機関 : 石川県、小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町、金沢市、北陸電力(株)、電源開発(株)、IRいしかわ鉄道(株)、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所
- ・内 容 : ① 水防警報の発令から水防団の活動報告まで水防活動に係る関係機関の連絡体制を確認
② 関係機関と連携した水防の実働を想定した訓練
③ 河川管理者からの情報提供等の確認訓練



実働を想定した警報発令や連絡体制の確認訓練



関係機関とWeb会議による
双方向の情報共有訓練



河川管理者からの情報提供
(ホットライン)の訓練

取組項目	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
内 容	水防工法研修会を開催
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会では、石川県内自治体、消防団と合同で水防工法研修会を開催しました。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年5月25日(土) 9:30～12:25
- ・場 所：川北町朝日地先（水辺の楽校西部拠点 手取川右岸2.2k)
- ・参加者：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会(石川県、関係自治体、関係民間企業、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所)、金沢市、津幡町、石川県建設コンサルタント協会、消防団など 約150名
- ・内 容：水防工法の実技



縄の結び方についての実技



積み土のう工の実技



月の輪工の実技

取組項目	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所 の合同巡視の実施
内 容	重要水防箇所等の合同巡視の実施
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会は、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防箇所等)の点検を行いました。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年6月4日(火) 9:00～17:00
- ・参加者：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会構成員(石川県、関係自治体、関係民間企業、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所) 約40名
- ・内 容：① 手取川及び梯川における重要水防箇所の点検
② 手取川及び梯川における水防倉庫の点検



手取川 右岸9.6k付近



梯川 右岸7.8k付近



手取川 辰口ナビゲーションセンター
(国土交通省)

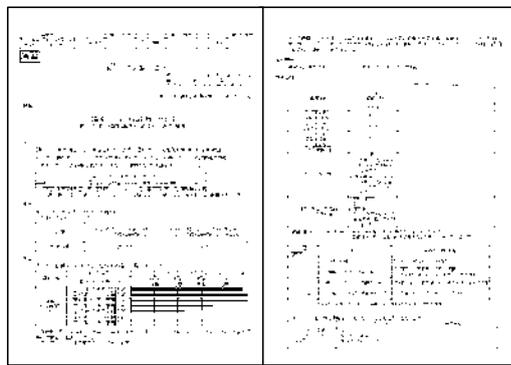
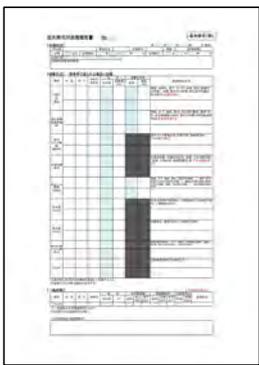
取組項目	外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施
内 容	情報伝達訓練の実施及び巡視手帳の配布による連絡体制の確認
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

出水期までに情報伝達訓練を実施するとともに、関係機関に当年度の手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布し、水防活動の連絡体制を確認。

- 対象機関：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

【実施概要】

①洪水対応演習(情報伝達訓練)	②手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布
・日 時：令和6年5月15日(水)	・日 時：令和6年6月19日(水)発送
・内 容：水防警報の発令から水防団の活動報告まで水防活動に係る関係機関の連絡体制を確認	・内 容：関係機関に当年度の手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布し、水防警報の伝達系統図を確認



洪水対応演習の様式



令和6年度の巡視手帳を配布

取組項目	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
内 容	マイ・タイムライン講習会等の実施
実施主体	金沢河川国道事務所

金沢河川国道事務所は、小学生を対象にマイ・タイムライン講習会を実施し、防災知識の普及啓発を行いました。

【実施概要】

- 日時、対象
 - 令和6年7月8日(月)、11月13日(水)石川県立小松特別支援学校の生徒 約30人
 - 令和6年10月29日(火)小松市立串小学校の児童 約40人
 - 令和6年12月5日(木)小松市立月津小学校の児童 約20人
- 場 所：前川排水機場(金沢河川事務所 小松流域治水出張所)
- 内 容：1. マイ・タイムラインについての説明・作成
2. みんなでつくろう!「マイ・タイムライン」 など

マイ・タイムライン講習会の様子



小松特別支援学校



串小学校



月津小学校



マイ・タイムライン検討ツール
～水防災パンフレット～

取組項目	小中学校等における水災害教育を実施
内 容	梯川流域の小中学生を対象とした“防災のしごと”の体験型防災学習
実施主体	金沢河川国道事務所

金沢河川国道事務所は、前川排水機場で子どもたちが洪水対応の仕事を行っている職場の模擬体験をとおして、楽しみながら防災学習ができるコーナー「かわこくキッズ」しごと体験を実施しました。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年7月8日(月)、11月13日(水)石川県立小松特別支援学校の生徒 約30人
令和6年10月29日(火)小松市立串小学校の児童 約40人
令和6年12月5日(木)小松市立月津小学校の児童 約20人
- ・場 所：前川排水機場(金沢河川事務所 小松流域治水出張所)
- ・内 容：本番さながらの洪水対応(防災のしごと体験)を通して防災学習を実施
①水害対策本部体験 ②前川排水機場操作
③前川排水機場見学

【水害対応のお仕事体験概要】

○水害対策本部班

河川管理者班と小松市班に分かれて、洪水時の情報伝達を実施し、水防団への指示や住民への避難指示等の発令体験、河川パトロール班との交信体験、土のう積み体験



○前川排水機場操作班

前川排水機場の役割を学習し、水門ゲートやポンプ操作の模擬操作を体験



○前川排水機場見学

前川排水機場の役割やエンジンの構造を学習し、実際のポンプを間近で見学



取組項目	出前講座等を活用し、水防災等に関する勉強会を開催
内 容	自治体職員向け研修支援
実施主体	金沢河川国道事務所

金沢河川国道事務所では、小松市新人職員を対象に、氾濫による人的被害を防止するための住民への避難情報発信、氾濫を防止するための水防活動について等の研修支援を行いました。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年 5月29日(水) 10:00～11:40
- ・場 所：小松流域治水出張所
- ・内 容：①氾濫による人的被害を防止するための住民への避難情報発信
②氾濫を防止するための水防活動
③令和4年8月4日出水概要
④流域治水の取組みと防災対策の強化

新人水防研修タイムスケジュール

小松市	20名	青チーム10名、赤チーム10名
10:00～10:15	001 集合	3階会議室、金沢で集合
10:15～10:30	002 河川パトロール	3階会議室、学習で実施
10:30～10:45	003 河川パトロール	3階会議室、学習で実施
10:45～11:00	004 避難	青チーム：水害対策本部(10名)、避難所(10名) 赤チーム：ポンプ操作班(10名)、ポンプ操作班(10名)
11:00～11:15	005 避難	青チーム：水害対策本部(10名)、避難所(10名) 赤チーム：ポンプ操作班(10名)、ポンプ操作班(10名)
11:15～11:30	006 避難	青チーム：水害対策本部(10名)、避難所(10名) 赤チーム：ポンプ操作班(10名)、ポンプ操作班(10名)
11:30～11:40	007 解散	3階会議室、金沢で集合



研修会スケジュール

研修会の様子

～ 石川県 ～

取組項目	防災士を対象としたセミナーの実施
内 容	防災士スキルアップ研修
実施主体	石川県

防災士の質の向上及び防災意識を高めるためのスキルアップ研修を実施

【実施概要】

○初任者研修(3会場、201名)

- ・防災の基礎的知識や県の災害リスクについて講義
- ・金沢(R6.8.24)、小松(R6.10.6)、能登(R6.10.13)の3会場で実施

○テーマ別研修(4会場、525名)

- ・防災に係る専門的な内容について、テーマに沿って講義
- ・「災害リスクコミュニケーション」、「女性視点を踏まえた防災対策」、「令和6年能登半島地震を振り返って」、「災害時のペット同行避難」の4テーマ



初任者研修(R6.8.24)



テーマ別研修
(女性視点を踏まえた防災対策)



テーマ別研修
(R6能登半島地震を振り返って)

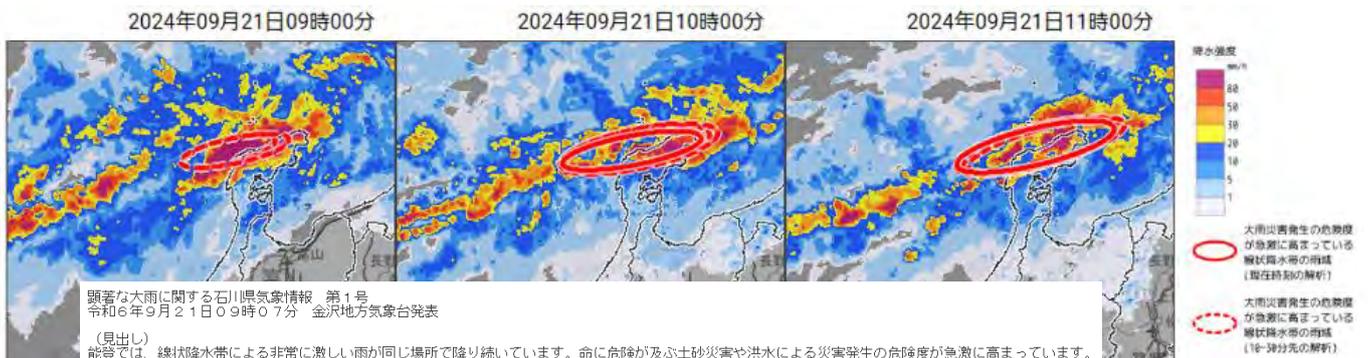
～ 金沢地方気象台 ～

取組項目	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
内 容	線状降水帯に関する情報の提供
実施主体	金沢地方気象台

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

令和6年9月21日、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり石川県能登では記録的な大雨となった。

このため石川県では、輪島市、珠洲市、能登町付近で猛烈な雨が降り、大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域が解析されたことから、顕著な大雨に関する石川県気象情報(第1号)を21日09時07分に発表しました。



取組項目	氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
内 容	緊急時における能動的ホットラインの実施や防災メール、週末メールによる情報提供、解説
実施主体	金沢地方気象台

■ホットライン等による即時的な解説・助言の実施(気象状況等の切迫性を伝え積極的な防災対応を促すために気象台長等と首長等との間で行われる電話連絡)

- ・ホットラインの利用について、事前に自治体と調整しておくことで円滑に運用。
- ・避難指示等の責任者(首長)と気象台が顔の見える関係を平時より構築。
- ・ホットラインと併せて、担当者間での連絡を密に行う。



■週末メールや防災メールによる情報提供、解説の実施

・国や県、市町の防災担当者に対して週末における天気を週末メールとして、悪天が予想される前には防災メールとして気象の見通しを送付。日頃より防災対応を円滑に実施できるよう対応。



週末メール

気象の見通し

取組項目	氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
内 容	台風や大雨に関するオンラインによる気象解説
実施主体	金沢地方気象台

金沢地方気象台では、石川県や市町の防災担当者に対して台風等による影響や防災事項等についてWeb会議システムを用いて解説を実施しました。

また令和5年度から、Web会議に参加できなかった機関や、解説の内容を再確認することができるように、YouTubeによる配信を実施しています。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年7月5日(大雨説明会)他
- ・参加者：国・県・市町等の防災機関等
- ・内 容：台風、前線等による大雨の見通し、防災事項等の解説



Web説明会の風景



Web説明会のYouTubeによる配信(令和6年7月5日)

取組項目	氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
内 容	大雨特別警報オンライン合同会見
実施主体	金沢地方気象台、北陸地整

金沢地方気象台では、令和6年9月21日に輪島市、珠洲市、能登町に大雨特別警報を発表しました。気象台は北陸地方整備局と共同でオンライン合同会見を実施し説明を行いました。

【実施概要】

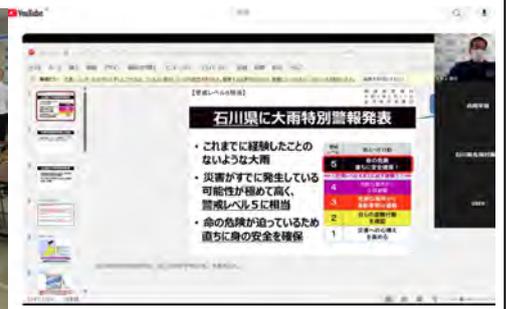
- ・日 時：令和6年9月21日
- ・参加者：国・県・市町などの防災機関および報道機関
- ・内 容：大雨特別警報発表後の気象解説等



会見風景



会見風景



YouTubeによる配信

～ 金沢市 ～

取組項目	水害ハザードマップの強化
内 容	スマートフォンの位置情報やAR技術を活用したデジタルハザードマップを提供することにより、現在地での浸水リスクをわかりやすく簡単に確認
実施主体	金沢市

▶ 市民の安全な避難行動の課題

位置情報を活用

水害種別毎のハザードマップを確認



▶ スマートフォン用アプリで解決

ARにより洪水想定浸水深を
カメラ画像と合わせて確認



～ 小松市 ～

取組項目	水害危険性の周知促進 浸水実績等の把握・水害リスクの周知
内容	平時からの水害リスクの周知と防災気象情報の配信
実施主体	小松市

平時からの水害リスクの周知

■ 洪水ハザードマップの更新



洪水予報河川
水位周知河川
以外の河川を追加

- R6.6 全戸配布
- 外国語版をWEBで公開



■ デジタル版水害ハザードマップ



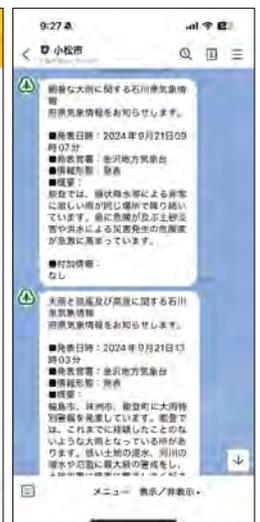
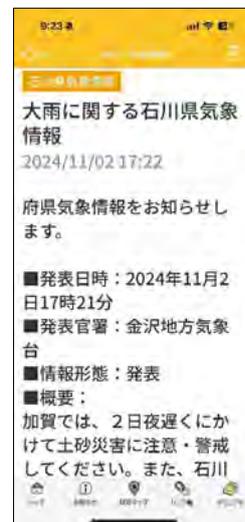
より詳細な水害リスクの確認が可能に！
地区防災計画や避難確保計画の作成をサポート

- 任意地点の河川毎の想定浸水深
- R4.8大雨等の浸水実績

などが確認可能

府県気象情報等の配信

■ R6.6 府県気象情報・線状降水帯に関する情報の配信開始



防災アプリ、市公式LINE、SNS、Yahoo! 防災速報など情報伝達手段を多重化、多様化して提供

～ 白山市 ～

取組項目	防災教育の実施
内 容	市内の小学校、大学への防災講座実施
実施主体	各小学校、大学、白山市

学校からの依頼を受けて、令和6年度は市内の小学校で2回、大学で3回、水害に関する防災講座を実施しました。

市職員や防災士が講師となり、過去の水害の話や図上訓練、ハザードマップの説明のほか、水害への備えや備蓄品の説明を行いました。

令和4年8月の水害の説明
松陽小学校

図上訓練(DIG)
金城大学

ハザードマップの説明
金城大学



～ 能美市 ～

取組項目	住民意識の変革に資する防災講演会・講座等を実施
内 容	町(内)会、自主防災組織、各種団体を対象とした出前講座
実施主体	能美市

【実施概要】

- ・開催時期：通年
- ・参加団体：町(内)会、自主防災組織、各種団体
- ・内 容：ハザードマップの見方や大雨災害からの適切な避難行動について、地域住民と共有することで水害に備える意識の向上を図り、防災減災に繋がりました。
- ・実 績：令和 3年度 :12団体(延べ13回)
令和 4年度 :16団体(延べ16回)
令和 5年度 :18団体(延べ18回)
令和 6年度 :17団体(延べ17回)



取組項目	防災に関わる各種団体との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るイベントの実施
内 容	のみふる古墳まつり×防災フェスタ2024 建設コラボの開催
実施主体	能美市、能美市教育委員会（共催：能美市商工会建設部会）

ふるさとの文化財を守り受け継ぐことと、ふるさとの安全安心を守る備えの大切さを伝えることをテーマに消防車両の乗車体験、放水体験に加え、近年頻発する自然災害に対し、市民が災害時に自ら判断・行動できるよう、気象予報士池津勝教さんによる防災ミニセミナーや金沢地方気象台による防災気象情報について学ぶ講座を開催しました。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年10月20日（日） 10:00～18:30
- ・場 所：能美ふるさとミュージアム、能美市防災センター
- ・参加団体：災害時応援協定締結企業、能美市防災士連絡協議会、能美市商工会建設部会（強風により出展中止）等

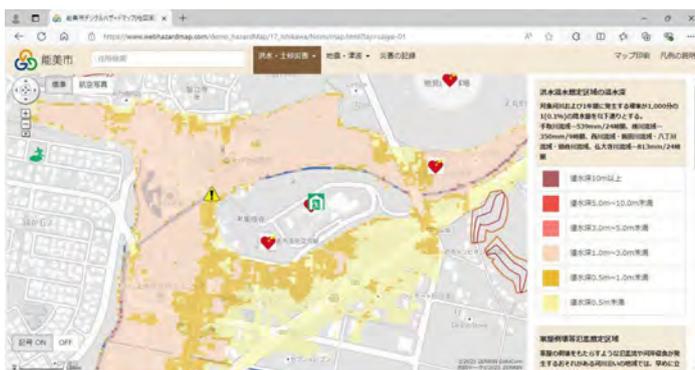


取組項目	水害危険性の周知促進
内 容	デジタルハザードマップの構築・周知
実施主体	能美市

能美市のほか国土交通省等が公表している各種ハザードマップの情報をインターネット上で閲覧しやすいよう整理し、市民の迅速かつ安全な避難に必要な情報を掲載したデジタルハザードマップを構築します。【構築状況（令和6年度末まで）】

閲覧可能なハザードマップ

- 洪水浸水想定区域（手取川・梯川・鍋谷川・西川・熊田川・八丁川・館谷川・仏大寺川）
- 土砂災害（特別）警戒区域、浸水継続時間（手取川・梯川・鍋谷川・八丁川）
- 揺れやすさ、液状化しやすさ、津波災害警戒区域、その他指定避難所等関連情報



PC用画面（構築中）



スマートフォン用画面（構築中）

～ 野々市市 ～

取組項目	避難所開設運営訓練
内 容	避難者の受付、備蓄品の確認 等
実施主体	町内会、防災士 等

災害発生を想定し、町内会、防災士等の地域住民が主体となり、市内10か所の拠点避難所において、開設訓練を実施した。

【訓練概要】

- ・日 時:令和6年9月29日(日)8時00分～
- ・内 容:①組立トイレ等の設置、炊出し、消火器体験 等
②災害協定先と連携した体験訓練の実施
(感震ブレーカーの紹介、防災グッズの展示、LPガス設備を使用した炊出し など)
- ・備 考:当日は防災士主導で訓練を実施し、参加者への説明等を実施



【組立トイレの設置】



【市民による炊出し】

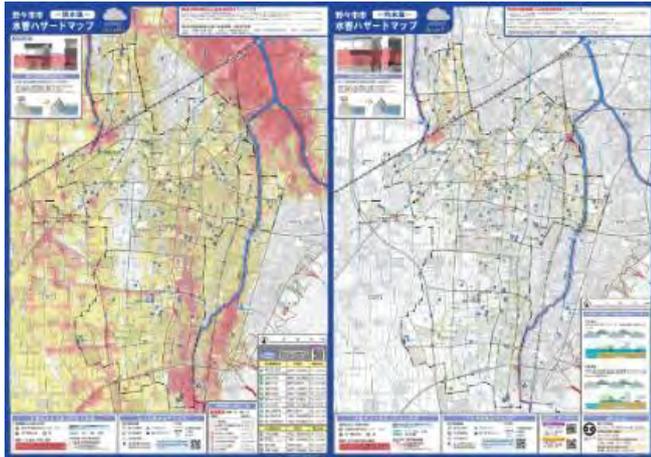


【災害協定先による説明】

取組項目	水害危険性の周知促進
内 容	水害ハザードマップの更新・新規作成
実施主体	野々市市

◎ 水害ハザードマップの更新・新規作成
(洪水版:更新、内水版:新規)

- ・令和6年4月 ホームページに掲載
- ・令和6年6月 全戸配布



◎ WEB版水害ハザードマップの更新・新規作成
(洪水版:更新、内水版:新規)

令和6年12月 ホームページに掲載。
パソコンやスマートフォンから、簡単に現在位置の浸水想定や避難所などに関する情報を調べることができる。

【メリット】

- ・GPSと連動し、現在位置が表示される。
- ・民間地図会社の基図を使用しており、自動で更新される。
- ・店舗や施設名が詳細に表示され、位置が特定しやすい。
- ・動作が早い。
- ・他の防災マップ(地震など)を作成した場合も追加可能。



～ 川北町 ～

取組項目	河川公園(西部水辺の楽校)にて、小学生を対象とした水防学習の実施
内 容	洪水体験及び水防技術体験の実施
実施主体	川北町役場 土木課

小学生を対象に模擬水路を活用した洪水体験及び水防技術体験を実施しました。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年10月17日(木)13:30～15:00
- ・参加者：小学校5年生及び教諭、金沢河川国道事務所、川北町土木課、協力企業約100名
- ・内 容：① 模擬水路にて実際の堤防の決壊を体験してもらう
② 水防技術を用い堤防の決壊を防ぐ体験をってもらう



取組項目	手取川右岸堤遮水壁設置訓練
内 容	洪水対応の遮水壁設置訓練
実施主体	川北町役場 土木課

手取川右岸の堤防「霞堤」で、洪水体制に応じた措置を迅速に行い、被害の軽減を図ることを目的に実施しました。

【実施概要】

- ・日 時：令和6年9月20日(木)9:00～13:00
- ・参加者：国土交通省北陸整備局金沢河川国道事務所流域治水課及び手取川出張所、川北町議会、川北町消防団、川北町建設業協会
- ・内 容：記録的な大雨で手取川の水位が上昇している想定で、水防緊急体制を発令し、遮水壁の設置を行う。



凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

■：着手していると考えられる取組
■：実施済みの取組

項目	事項	減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地盤		石川県		金沢地方気象台		白山市		能美市		小松市		川北町		野々市市		金沢市					
		内容	課題の対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期				
1. ソフト対策の主な取組 (①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組)																									
■情報伝達、避難計画等に関する取組	①氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G.H L.J	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・防災情報を一元化し、共有・閲覧できるシステム(タブレット端末)を構築 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	・石川県河川総合情報システムによる情報提供 ・スマートフォンの普及にあわせて見やすく操作が容易な画面の作成、GPS機能により現在の地図を表示することで河川利用者が近くの水位、雨量情報を確認 ・メール登録することで、気象、雨量、水位情報が自動配信	順次実施	・市民の災害対策及び情報伝達 ①白山市メール(防災・防犯) ②防災行政無線のデジタル化及び戸別受信機への全戸配布 ③LINE、Facebookによる情報提供 ④Lアラート ⑤ドローンの活用(被害状況の把握等)	①引き続き実施 ②完了	①市民の災害対策及び情報伝達 ①防災行政無線のデジタル化及び戸別受信機への全戸配布 ②設置済 ③令和元年年度実施 ④令和3年度から令和5年度実施 ⑤令和3年度から令和5年度実施 ⑥令和3年度から令和5年度実施 ⑦令和3年度から令和5年度実施 ⑧令和3年度から令和5年度実施	①平成21年度から平成25年度まで実施 ②平成25年度から令和元年年度実施 ③令和元年年度実施 ④令和3年度から令和5年度実施 ⑤令和3年度から令和5年度実施 ⑥令和3年度から令和5年度実施 ⑦令和3年度から令和5年度実施 ⑧令和3年度から令和5年度実施															
			・プッシュ型の洪水予報等の情報配信 ・H30からは、SNS(Twitter)にて出水時に基準水位超過時など情報発信を実施。 ・水害リスクラインをR1.91より運用。	H29完了	・実施済	・発報・注意報等の防災気象情報の適時・的確な発表 ・台風、大雨等の見直しに関する説明会の開催 ・防災メール、週末メールによる情報提供、解説 ・緊急時における自動的ホットラインの実施 ・気象台による首長訪問の実施 ・市町防担当部署への気象台の取組説明	①③④引き続き実施 ②転入者等へ随時配布 ⑤市職員向け操作研修を実施	①～⑤引き続き実施	平成21年度から平成25年度にかけて防災行政無線の整備 ①③転入者等へ随時配布 ②平成30年4月からケーブルテレビでも配信開始 ④防災行政無線の更新及び戸別受信機の全戸更新 ⑤情報伝達手段の多量化(LINE、Twitter、登録制メール等) ⑥冠水箇所等の監視カメラ強化 新たに文書点等12箇所を監視カメラを新設、既設のカメラの15箇所を更新し、機能強化	①平成21年度から平成25年度まで実施 ②平成25年度から令和元年年度実施 ③令和元年年度実施 ④令和3年度から令和5年度実施 ⑤令和3年度から令和5年度実施 ⑥令和3年度から令和5年度実施 ⑦令和3年度から令和5年度実施 ⑧令和3年度から令和5年度実施															
			②避難指示等の発令に着手した防災行動計画(タイムライン)の検討・検証等	C	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など ・白山市、能美市、野々市市、川北町において策定済み ・小松市調整中	順次実施	・市町が作成するタイムラインの整備及び検証と改善に参考となる雨量・水位情報等の提供など	順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する
			③関係機関と住民が協働しながら、外水・内水氾濫に対応した避難計画の検討	D.E F.K	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。 ・[H29.4.17]浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援	H29完了 引き続き実施	・[H29.4.17]浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援	H29完了 引き続き実施	・必要に応じて、市町間の協議の調整や助言を実施	引き続き実施	・白北町からの要請を受け協議を実施	継続中	・隣接市への避難を希望する町会が、ハザードマップに避難先を指定する町会を募集し、浸水想定区域図の適正な方向性を示すことについて当該市へ相談し了解を得る。	平成30年度から検討	・公表された浸水想定区域図等に基づき、広域避難の必要性や現実性について検討する。	平成30年度から検討	・公表された浸水想定区域図等に基づき、広域避難の必要性や現実性について検討する。								
			④関係機関が連携した広域避難計画の検討、隣接市町村における避難場所の設定等	D.E	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援 ・[H29.4.17]浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	順次実施	・引き続き、市町の避難判断マニュアルの改訂支援を主軸に避難計画策定を支援	引き続き実施	・白北町からの要請を受け協議を実施	継続中	・隣接市への避難を希望する町会が、ハザードマップに避難先を指定する町会を募集し、浸水想定区域図の適正な方向性を示すことについて当該市へ相談し了解を得る。	平成30年度から検討	・公表された浸水想定区域図等に基づき、広域避難の必要性や現実性について検討する。	平成30年度から検討	・公表された浸水想定区域図等に基づき、広域避難の必要性や現実性について検討する。								
			⑤想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に備える「立ち退き避難区域」等を検討し、ハザードマップに反映	D.E F	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進 ・[H29.4.17]浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援	H28年度から実施	・ハザードマップポータルサイトの周知 ・[H29.4.17]浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援	H28完了 引き続き実施	・総合防災マップをH31.3月発行(手取川の浸水想定については、想定最大規模にて掲載)	H31.3月	・ホームページ内に各種ハザードマップの掲載	平成29年度から検討	・ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する	平成29年度から検討	・ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する										
			⑥水位予測の検討及び精度の向上	B.M	・現状予測期間(～3時間) ・更に数時間(4～6時間程度)先も含めた水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う ・洪水予測(水害リスクライン)精度向上に向け検討中 ・[R2.4]自治体向けの水害リスクラインについて情報提供	H28年度から検討 H30～	・洪水予測に必要な情報提供を行う ・国の洪水予測検討に必要なとなる、県観測の雨量データなどを提供。	H28年度から実施 引き続き実施																	
			⑦水害危険性の周知促進(洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図(ハザードマップ)の作成・公表)	X			・市町の浸水等に係る河川のうち、現在、水位周知河川に未指定の河川について、追加指定の検討する。 ・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(令和5年5月公表)	平成30年度から順次実施																	
			⑧円滑な避難活動や水防活動等に資する監視カメラや簡易水位計、検知センサー等の整備	L.J			・簡易水位計を5箇所に設置完了 ・簡易型カメラを1箇所を設置 ・簡易型カメラ停止面のWeb配信をR3.3月に実施	H30年10月 R2年2月 R3年3月																	

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

減災のための取組項目(案) (概ね5年間)		北陸地整	石川県	金沢地方気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への現実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組										
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組										
①自治会や地域住民が参加した洪水に対する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	A	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施 【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施
		・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の共同点検を実施
②昭和9年洪水を伝承し、水防工法を学ぶ親子防災教室の実施、防災教育の促進・充実	A	・市町の要請により、出前講座等を積極的に実施 ・手取川アウトドア教室において、S9洪水を学ぶと共に、マイタイムラインの作成等を実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っている。	・市内の学校から要請により出前講座等を実施						
		・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。
③住民意識の定着に資する防災講演会・講座等を実施、マイタイムライン普及促進	A	・市町の要請により、出前講座等を積極的に実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っている。	・市内の学校から要請により出前講座等を実施						
	A	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。
④住民意識の喚起に資する「まるごとハザードマップ」の設置、災害リスクの現地表示	DF	・市町が作成するまるごとハザードマップへの情報提供	・市町が整備するまるごとハザードマップへの情報提供	・浸水想定区域図等の公表後、ハザードマップの見直しの際に検討する。						
	I	・【H29.4.17】浸水想定区域図を公表・関係機関に対し、情報提供を行う。	・【H29.4.17】浸水想定区域図を公表・関係機関に対し、情報提供を行う。	・公表された浸水想定区域図等に基づき、ハザードマップの見直しの際に検討する。						
⑤効果的な「水防意識啓発」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	・水防意識啓発の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・水防意識啓発の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・総合防災マップに避難方法等の防災情報を掲載し、全戸へ配布						
	H	・浸水想定区域ハズレマップ作成・配布	・新聞や県のテレビ広報番組を活用した、平時からの水防情報の周知・教育 ・水防団員を対象とした水防情報の利活用に関する勉強会の実施 ・ハザードマップの活用方法をわかりやすく解説したリーフレットを作成・周知(H30.11～) ・各種の防災情報を堂々レベルに対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R1.10～) ・警戒レベルの推奨配色に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R2.7～) ・避難情報の改定に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R3.7～) ・リーフレットの内容を説明する動画を制作・ホームページに公開(R3.10～)	・「まるごとハザードマップ」の設置、災害リスクの現地表示						
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実、避難訓練の住民参加促進、地域防災力向上のための人材育成等、共助の仕組みの強化	K	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成	・自主防災組織の育成 ・自主防災組織の結成率94.1% ・地区自主防災組織は28地区中14地区設立済 ・防災訓練の実施 ・防災士のフォローアップを実施 ・女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ・家庭用防災用品の購入費助成 ・市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、経費の1/3に相当する額(上限3,000円)を助成
	K	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。	・【R6.8.7】手取川アウトドア教室を開催し、昭和9年大洪水から90年の節目に百万貫の岩等を見学等を実施。

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

：着手していると考えられる取組
：実施済みの取組

減災のための取組項目(事業) (概ね5年間)		北陸地整	石川県	金沢地方気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組										
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組										
⑦浸水実績等の把握・水害リスクの周知	X		・浸水実績等に関する情報を共有し、各市において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。(浸水実績図の作成)	順次実施		・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	
			・[H30.3]浸水実績図を作成。浸水実績等に関する情報を共有し、各市において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。	引き続き実施		・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	令和元年度から検討	
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組										
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組										
①外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施	N	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	随時	・各種警報が発令されたとき、迅速に対応できるよう配備体制に準じて班単位でパトロールを実施。 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施	・防災行政無線や災害情報メール、HP、facebook等の多様な情報伝達手段を活用した市民への情報提供。 ・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。
		・[R6.5.15]洪水対応演習を実施 ・[R6.5.25]水防工法研修会を開催 ・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールを実施	引き続き毎年実施	・[R6.5.15]洪水対応演習に参加 ・[R6.5.25]水防工法研修会に参加 ・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールに参加	引き続き毎年実施	・[R6.5.15]洪水対応演習に参加 ・[R6.5.25]水防工法研修会に参加 ・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールに参加	引き続き実施	・[R6.5.15]洪水対応演習に参加 ・[R6.5.25]水防工法研修会に参加 ・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールに参加	引き続き実施	・平成26年度に防災行政無線を整備し、平成27年度より運用を開始。 ・災害発生時に、登録制である「ほっとメール」ののち、やむを得ない緊急時に「ふんばる」・「エス・ワン」の緊急呼び込み放送など、あらゆる情報伝達手段を使って市民への情報伝達に努める。 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所合同巡視の実施	LM N	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・出水期前に国庫市町や水防団等と重要水防箇所等の合同巡視への参加	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。
		・[R6.6.4]重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・[R6.6.4]重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・[R6.6.4]重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き毎年実施	・[R6.6.4]重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き毎年実施	・[R6.6.4]重要水防箇所等の合同巡視に参加
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P,Q	・水防管理団体が訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が訓練への参加 ・水防訓練の実施	引き続き毎年実施	①自主防災委員会等による防災訓練の実施 ②水防管理団体が訓練への参加 ③毎年、出水期前に水防訓練を実施 ④毎年実施している水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施	・水防管理団体が訓練への参加 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	随時 出水期前	・防災組織の結成に対する助成 ・自主防災に係る資機材の設備に対する助成 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施
		・[R6.5.15]洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。	引き続き毎年実施	・[R6.5.15]洪水対応演習に参加	引き続き毎年実施	・[R6.5.15]洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。	引き続き毎年実施	・[R6.5.15]洪水対応演習に参加	引き続き毎年実施	・[R6.5.15]洪水対応演習に参加 ・[R6.9.25]市総合防災訓練を実施し、防災士、町内会等による避難所開設訓練を実施。 ・[R3.5.28]市水防職員のみで水防訓練を実施 ・[R4.5.15]自主防災と連携し水防訓練を実施 ・[R6.5.20]自主防災と連携し水防訓練を実施 ・[R6.6.13]洪水対応演習に参加 ・[R6.5.13]洪水対応演習に参加 ・[R6.5.20]自主防災と連携し水防訓練を実施
④水防活動の担い手となる水防団、水防協力団体の募集・指定を促進または地域事業者による水防支援体制の構築、水防に関する広報の充実	O,Q					①災害時協力事業所登録制度による事業所の登録(物資供給、建設業等) ②水防活動の担い手となる水防団員の募集促進	随時 引き続き実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。
						①42事業所が登録済(R6.12月)	随時	・広報誌などを活用した広報活動 各種イベント会場の団員募集活動	引き続き毎年実施	・消防団員募集ポスターの掲示。「広報こまつ」・HPによる募集広告。 ・広報誌による募集案内の実施。
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防工法講習会に参加	引き続き実施	・水防工法講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加
		・[R6.5.25]水防工法研修会(会場:川北町)を開催(毎年実施)	引き続き実施	・[R6.5.25]水防工法研修会に参加	引き続き実施	・[R6.5.25]水防工法研修会に参加	引き続き実施	・[R6.5.25]水防工法研修会に参加	引き続き実施	・[R6.5.25]水防工法研修会に参加
⑥新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M,P, Q	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水防)を活用した資機材等の配備	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防資機材の配備状況の確認・整備 ・新技術を活用した水防資機材等の配備を検討する。	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防倉庫及び倉庫内資機材の点検 ・手取川水防事務組合(事務局業務) ・水防倉庫(美川堤、朝日前三番堤、道下堤、神田堤、松長南高堤)	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検(能美市役所)	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検 ・水防倉庫(美川堤、朝日前三番堤、道下堤、神田堤、松長南高堤)
		・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールで資材の配備状況を確認し、各市町と情報を共有	引き続き実施	・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールに参加 ・吸水性土のうを試験的に導入	引き続き実施	・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールに参加	随時	・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールに参加	随時	・[R6.6.4]重要水防区域/パトロールに参加
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組										
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施、避難訓練の実施	K	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成、避難訓練を行う際の技術的な助言を行う	順次実施	①福祉避難所開設に係る施設との協定締結 ②避難行動要支援者名簿の作成・町会との協定の締結 ③浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	①引き続き実施 ②引き続き実施 ③H29年度から実施	・浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施 H29年度から実施	・浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。 H29年度から実施
		・各市町の地域防災計画作成支援のための資料を作成(H30.11幹事会) ・[R2.2]要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を実施(白山市)	引き続き実施	・[R2.12]洪水時等に適切な避難行動がとられるよう要配慮者利用施設の管理者に対して説明会を実施(金沢市) ・[R3.10.1]高齢者等の避難の実効性確保のための研修会を開催(県内福祉施設職員、市町職員等)	引き続き実施	①63施設と協定締結済(R6.12月) ②避難行動要支援者名簿の随時更新・町会との協定の締結を推進 ③地域防災計画掲載 174施設 ・避難確保計画作成数 166施設	①引き続き実施 ②引き続き実施 ③H29年度から実施	・地域防災計画掲載 70施設 ・避難確保計画作成数 70施設	平成30年度から実施	・地域防災計画掲載 131施設 ・避難確保計画作成数 129施設
										・浸水想定区域図等を参考に、要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。 H29年度から順次実施
										・浸水想定区域図等の見直しにあわせて、要配慮者利用施設における計画策定の支援を行う。 R29年度から実施
										・[H29.9~]対象施設に計画作成の説明会を実施(6回) ・地域防災計画掲載施設 712施設 ・避難確保計画作成数 670施設

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

減災のための取組項目(案) (概ね5年間)		北陸地整	石川県	金沢地方気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市						
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	
		・大規模工場等が地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う 【R2.11.18】浸水防止対策として企業BCP講座を実施(金沢市)	引き続き実施	・大規模工場等が市町地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から順次実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から順次実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から順次実施	・水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から順次実施	【R2.11.18】浸水防止対策として企業BCP講座を実施
1. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																
■救護・救助活動の効率化に関する取組																
①大規模災害時の救護・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	ES	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討に対する助言を行う	順次実施	①土のう備蓄ボランティアへの協力 ・(一社)白山・野々市建設業協会が主催 ・資材(土のう袋、ブルーシート、パレット)の準備・支給 ②土のうの配備 ③各種資機材の整備 ④各種備蓄品の整備(アレルギー対策食品への更新を含む) ⑤浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	①年1回 ②助産地域 ③浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	・10箇年計画による各種備蓄品の整備 ・平成29年度から10箇年計画 ・H29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討。	H29年度から検討	・指定避難場所への毛布の配置 ・公共施設への太陽光発電設備の設置 ・非常持ち出し袋の全戸配布 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	H29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	H29年度から検討		
		・令和2年度に復旧活動の拠点等配置計画を検討済み	令和2年度完了	・広域的な水防資材の確保・調整等を行う	順次実施	①土のう備蓄ボランティアへの協力を実施 ②土のうの配備を推進(結束地域配備等、松任地域臨時配備中) ③各種資機材の配備を推進 ④各種備蓄品の整備を推進 ⑤広域支援拠点等の配備等を検討	①年1回 ②臨時 ③浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	・備蓄計画に基づき各種備蓄品を整備し、備蓄倉庫内に配置。 ・地域防災計画中の物資集積拠点を見直し、4施設を指定 ・平成30年度見直し・H30年度実施済み	・備蓄物資及び水防避難所の最適な配置計画を検討する。	H29年度から検討	・指定避難場所への毛布の配置 ・公共施設への太陽光発電設備の設置 ・非常持ち出し袋の全戸配布 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配備等を検討	H29年度から順次実施	・浸水想定区域図等の見直しにあわせて広域支援拠点等の配備等を検討 ・【R2.11.8】総合防災訓練にて関係機関の受入場所等を検討 ・【R3.11.7】総合防災訓練にて受援訓練を実施	H31年度から検討		
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																
①大規模水害を想定した浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討等を実施	S.T	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・手取川排水計画(案)の検討に協力	順次実施	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置場所の選定 ・雨水管理総合計画の策定及び浸水想定区域図の作成	H29年度から検討 ・令和4年度から検討									
		・令和2年度に排水計画を検討済み	令和2年度完了	・手取川排水計画の検討に協力	令和2年度完了	・検討中 ・雨水管理総合計画の策定及び浸水想定区域図の作成業務に着手	H29年度から検討 ・令和6年度完了									
②関係機関が連携した排水計画に基づく排水訓練の実施	T	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から実施	・排水ポンプ車の実働訓練の参加	引き続き実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施			・水防訓練と合同で実施を検討。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加。	H28年度から実施					
		・毎年、排水ポンプ車操作訓練を実施	引き続き実施	・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練に参加していく	引き続き実施	・検討中	引き続き実施			・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練参加	引き続き実施					

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		小松市		能美市		
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組													
■情報伝達、避難計画等に関する事項													
①外水・内水氾濫の特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G,H I,J			・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・防災情報を一元化し、共有・閲覧できるシステム(プラットフォーム)を構築 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	・石川県河川総合情報システムによる情報提供 ・スマートフォンの普及にあわせて見やすく操作が容易な画面の作成。GPS機能により現在の地図を表示することで河川利用者が近くの水位、雨量情報を確認 ・メール登録することで、気象、雨量、水位情報が自動配信	引き続き実施			・情報伝達体制の多様多重化の促進及び防災情報の提供等 ① 防災行政無線の整備 ② 戸別受信機の全世帯設置 ③ ホームページによる災害情報提供 ④ 小松市公式LINE ⑤ こまつ防災アプリ ⑥ Facebook・X・Yahoo!防災速報 ⑦ ワンコイン浸水センサの実証実験に参加	①②H21～29年度 ③引き続き実施 ④R2.6～実施 ⑤R5.4～実施 ⑥引き続き実施 ⑦令和6年度	①市民の災害対策及び情報伝達 ・防災行政無線のデジタル化及び戸別受信機の全戸配布 ②冠水箇所等の監視カメラ設置 能美市内15箇所に河川等を監視するカメラを設置し、市民も閲覧できるようにホームページに掲載 ケーブルテレビで配信 ③防災ガイドブックの全戸配布 ④防災行政無線の更新及び戸別受信機の全戸更新 ⑤情報伝達手段の多重化(LINE、Twitter、登録制メール等) ⑥冠水箇所等の監視カメラ強化 新たに交差点等に監視カメラを新設、既設のカメラを更新し、機能強化	①平成21年度から平成25年度 ②設置済 ③令和元年度実施 ④令和3年度から令和5年度設置 ⑤令和3年度から令和4年度実施 ⑥令和5年度～令和6年度
				・プッシュ型の洪水予報等の情報配信をH29.6.15より実施 ・H30からは、SNS(Twitter)にて出水時に基準水位超過時など情報発信を実施。 ・水害リスクラインをR1.9.11より運用	H29完了	・実施済	引き続き実施	・警報・注意報等の防災気象情報の適時・的確な発表 ・台風、大雨等の見通しに関する説明会の開催 ・防災メール、週末メールによる情報提供、解説 ・緊急時における能動的ホットラインの実施 ・気象台長による首長訪問の実施 ・市町防災担当部署への気象台の取組説明	引き続き実施中	情報伝達手段の多様多重化の促進 ① 完了済み ② 転入者等へ随時案内 ③ リニューアル 指定河川洪水予報等自動連携 ④ 気象警報等 一部コンテンツの自動送信 ⑤ 運用開始 ⑥ 自動配信・同時配信による即時性向上 ⑦ 市内73箇所にセンサを設置し、機器の有用性を検証	①H29.9 ②引き続き実施 ③R5.12 ④R5.4 ⑤R5.4 ⑥R5.4 ⑦R6.8	平成21年度から平成25年度にかけて防災行政無線の整備 ①③転入者等へ随時配布 ②平成30年4月からケーブルテレビでも配信開始 ④防災行政無線の更新及び戸別受信機の全戸更新 ⑤情報伝達手段の多重化(LINE、Twitter、登録制メール等) ⑥冠水箇所等の監視カメラ強化 新たに交差点等12箇所を監視カメラを新設、既設のカメラの15箇所を更新し、機能強化	①平成21年度から平成25年度 ②設置済 ③令和元年度実施 ④令和3年度から令和5年度設置 ⑤令和4年度から令和5年度実施 ⑥令和5年度～令和6年度
	C			・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	・市町が作成するタイムラインの整備及び検証と改善に参考となる雨量・水位情報等の提供など	順次実施			・梯川タイムラインは作成済み。 ・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ更新する。	平成27年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施
				・小松市、能美市において策定済み	H29完了	・市町の作成したタイムラインに資する雨量・水位情報等の提供など(前川、八丁川、鍋谷川)	順次実施	・必要に応じ、関係機関と連携し改定作業を支援する。	順次実施	・梯川のタイムラインは既に作成済 ・流域タイムラインへ移行	引き続き実施	・整備済 変更等が生じれば随時修正	平成29年度
③行政と自主防災組織の協同の下、想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊危険区域の「立ち退き避難区域」等の検討	D,E F,K			・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H29年度から実施	・前川、八丁川、鍋谷川について、浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	順次実施			・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。	平成28年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。	平成29年度から検討
				・【H29.4.17】浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援 ・【H30.6.21】浸水ナビを公表	引き続き実施	・【H30.7.26】前川、八丁川、鍋谷川について、浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う	引き続き実施	・早期立ち退きエリア標記したを洪水ハザードマップを配布。住民の避難計画等に反映している。	引き続き実施	・ハザードマップ作成にあたり、地域ごとに町会長及び町会で防災に関わる人を集め、浸水想定の説明と逃げ方向などの意見聴取を実施。【令和2年2月】意見聴取により設定した逃げ方向を記載した防災ガイドブックを全戸配布。	平成30年度		
④外水・内水の複合氾濫の想定を反映しつつ、ハザードマップや防災マニュアルを改善	D,E F			・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施					・ハザードマップを周知、活用を促進する。	平成29年度から検討	・ホームページ内に各種ハザードマップの掲載	平成29年度から検討
				・ハザードマップポータルサイトの周知 ・【H29.4.17】浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援	H28完了				・外水についてはハザードマップを公表、全戸配布している。内水についてはR7年度中を目途にハザードマップ作成予定。避難計画や地区防災計画の作成時に活用するものとする。	引き続き実施	・作成したハザードマップに避難方向及び避難時の注意箇所を掲載	令和元年度実施	

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市				
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組									
■情報伝達、避難計画等に関する取組									
⑤水位予測の検討及び精度の向上、ダム運用を考慮した洪水予測システムの構築により、ダムの危機管理型運用を実現	B,M	・現状予測期間(～3時間) ・更に数時間(4～6時間程度)先も含め水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	H28年度から検討	・洪水予測に必要な情報提供を行う	H28年度から実施				
		・洪水予測(水害リスクライン)精度向上に向け検討中 ・【R2.6】自治体向けの水害リスクラインについて情報提供	H30～	・国の洪水予測検討に必要となる、県観測の雨量データなどを提供。	引き続き実施				
⑥水害危険性の周知促進(洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表)	X			・市町の役場等に係る河川のうち、現在、水位周知河川に未指定の河川について、追加指定の検討する。	平成30年度から順次実施	・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の洪水浸水想定区域も含めた洪水ハザードマップを作成	令和5年度から検討		
				・水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(令和5年5月公表)		① 防災アプリ マップ機能に浸水想定区域図を掲載 ②洪水ハザードマップ 作成・全戸配布 ③ デジタル版洪水ハザードマップの更新・公開	① R5.12 ② R6.6 ③ R6.3	・ハザードマップ作成・公表(R5年度完成) ・ハザードマップ周知(R6年度) ・デジタルハザードマップ作成・周知(R7年度)	
⑦円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L,J	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	・水位計・量水標等の設置の検討	順次実施		①冠水箇所等の監視カメラ設置 令和元年度に1台増設し、市内15箇所に河川等を監視するカメラを設置し、市民も閲覧できるようにホームページに掲載 ②冠水箇所等の監視カメラ強化 新たに交差点等に監視カメラを新設、既設のカメラを更新し、機能強化	①設置済 ②R5年度～R6年度	
		・簡易水位計を8箇所に設置完了 ・簡易型CCTVカメラを4箇所に設置 ・簡易型CCTVカメラを4箇所に設置し、静止画のWeb配信をR3.3月に実施	・H30年10月 ・R2年2月 ・R3年3月	・簡易水位計および簡易型河川監視カメラを10箇所に設置 梯川(指定区間)・鍋谷川・日川・大寺川・郷谷川・木場湯・栗津川・館谷川・光谷川・西俣川・津上川	～R5年度設置完了			①市内15箇所設置済。市民も閲覧できるようにホームページに掲載【平成30年4月】ケーブルテレビで配信開始 ②冠水箇所等の監視カメラ強化 新たに交差点等12箇所を監視カメラを新設、既設のカメラの15箇所を更新し、機能強化	①設置済 ②R5年度～R6年度
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組									
①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施
		・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き実施 ・【R6.6.3】河川管理者が行う定期的な排水操作訓練に参加 ・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加 パトロールは毎年参加
②小中学校等における水災害教育を実施、防災教育の促進・充実	A	・市町の要請により、出前講座等を積極的に going していく。	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	順次実施	・小中学校での水害教育を実施。	引き続き実施	・各小中学校及び高校から要請があった場合、出前講座を行う。	随時
		・梯川手作り学習館に水害対応体験コーナーを設置し、防災学習を支援 ・児童・生徒を対象に、防災学習を実施 【R6.7.8】石川県立小松特別支援学校 【R6.10.29】小松市立串小学校 【R6.11.13】石川県立小松特別支援学校 【R6.12.5】小松市立月津小学校 【R7.2.27】石川県立錦城特別支援学校	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	引き続き実施	・小学校の社会科の副教材として「わが家の防災ファイル」水害対策を引用し活用する。 ・梯川手作り学習館のしごと体験参加	引き続き実施	・【H28.6月】防災センターに手取川水害資料の常設展示開始 ・【R5.8.7】小学生を対象とした手取川アウトドア教室に参加。	随時

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市						
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組											
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組											
③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催、マイタイムライン普及促進	A,F	・市町の要請により、出前講座等を積極的に進めていく。 ・【R6.5.14】小松市新人職員を対象に水防活動等の研修支援 ・【R6.8.3】金沢地方気象台主催のお天気フェアにて、来場者を対象にマイタイムラインの紹介等を実施。 ・児童・生徒を対象に、防災学習を実施 【R6.7.8】石川県立小松特別支援学校 【R6.10.29】小松市立串小学校 【R6.11.13】石川県立小松特別支援学校 【R6.12.5】小松市立月津小学校 【R7.2.27】石川県立錦城特別支援学校	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	順次実施		・自主防災訓練や防災研修会、出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施する。	引き続き実施	・町会、各種団体から要請があった場合、出前講座を行う。	随時	
	A,F	・【R6.5.14】小松市新人職員を対象に水防活動等の研修支援 ・【R6.8.3】金沢地方気象台主催のお天気フェアにて、来場者を対象にマイタイムラインの紹介等を実施。 ・児童・生徒を対象に、防災学習を実施 【R6.7.8】石川県立小松特別支援学校 【R6.10.29】小松市立串小学校 【R6.11.13】石川県立小松特別支援学校 【R6.12.5】小松市立月津小学校 【R7.2.27】石川県立錦城特別支援学校	引き続き実施	・住民や市町からの要請があった場合は、出前講座等を行っていく。 H30年度:22件、R1年度:23件、R2年度:6件、R3年度:5件、R4年度:14件、R5年度:13件、R6年度:17件 ・防災士を対象としたセミナーを実施【初任者研修】 R6.8~10 金沢、小松、能登の3会場 【テーマ別研修】 R6.9.7「災害リスクコミュニケーション」金沢会場 R6.11.10「女性視点を踏まえた防災対策」能登会場 R6.12.1「令和6年能登半島地震を振り返って」金沢会場 R7.2.1「災害時のペット同行避難」小松会場	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	・各種団体、学校や町会・町内会から出前講座の要望を受けて実施 ・洪水に関する出前講座、H29年度2団体、H30年度11団体、令和元年度7団体、令和2年度10団体、令和3年度13団体、令和4年度16団体、令和5年度18団体、令和6年度17団体	随時
	D,F	・市町が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・市町が整備するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施			・浸水想定区域図等の公表後、ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度から実施		
④住民や旅行者を含めた防災意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ(モデル地域)」の設置、災害リスクの現地表示	D,F	・市町の求めに応じて、情報提供を行う。	順次実施	・【H30.7.26】前川、八丁川、鍋谷川において、想定最大規模も含めた洪水浸水想定区域図を公表。 ・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に、市町へ情報提供を行う。	引き続き実施		・国土交通省が推進する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みとして、梯川・新堀川水系流域164箇所に想定浸水深表示標識を設置	R3年度実施			
	H	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・水害防止啓発用チラシを作成している。県民へ広く周知していく。	引き続き実施		・北陸地整や石川県からの情報提供後、「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布。	H29年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	北陸地整や石川県からの情報提供後に検討	
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	・浸水想定区域パンフレット作成・配布 ・出水期前の「広報かけはしがわ」にて洪水に対する啓蒙啓発を実施	引き続き実施	・新聞や県のテレビ広報番組を活用した、平時からの水防災情報の周知・教育 ・水防団員を対象とした水防災情報の利活用に関する勉強会の実施 ・ハザードマップの活用方法をわかりやすく解説したリーフレットを作成・周知(H30.11~) ・各種の防災情報を警戒レベルに対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R1.10~) ・警戒レベルの推奨配色に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R2.7~) ・避難情報の改定に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R3.7~) ・リーフレットの内容を説明する動画を作成・ホームページに公開(R3.10~)	引き続き実施	・必要に応じ、関係機関と連携し作業を支援する。	随時実施	・北陸地整や石川県からの情報提供後、効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報を市民へ周知する。	H29年度から実施	・洪水ハザードマップの完成に合わせて、各種災害統合版のマップ及び防災情報を盛り込んだ防災ガイドブックを全戸配布	令和元年度実施
	H	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・水害防止啓発用チラシを作成している。県民へ広く周知していく。	引き続き実施		・北陸地整や石川県からの情報提供後、「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布。	H29年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	北陸地整や石川県からの情報提供後に検討	

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

：着手していると考えられる取組
：実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市					
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組										
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組										
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実、避難訓練の住民参加促進、地域防災力向上のための人材育成等、共助の仕組みの強化	K				・自主防災組織の結成率は100%であり、今後は防災訓練の実施率を向上させていく。 ・自主防災組織のランクアップ(5段階評価)を実施 ・自主防災組織のリーダーとなる防災士は毎年80名、しみん救護員は毎年100名の養成を目指す。 ・全26校下地区に避難所運営協議会を設立し、地域住民による避難所運営を目指す。	引き続き実施	・自主防災組織の結成率100%を目指し、町内会に働きかけるとともに積極的な育成に取り組む。 ・自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図っていく。	引き続き実施		
							各自主防災組織において、訓練・研修等を実施。 ・防災士 育成状況 (R6.3末) 総数 999名 うち女性 280名(28.0%) うち外国人 21名 199/245 町内 (81.2%)で育成 ・しみん救護員 育成状況 (R6.3末) 総数 824名 うち女性 400名(48.5%) 161/245 町内 (65.7%)で育成 ・避難所運営協議会 26/26校下地区設立(R4.3末)	引き続き実施	①74町会の内74町会結成済み。 【R6.1末現在】 ②能美市の防災士数409人【R7.1末現在】。 令和6年度は59人を県の自主防災リーダー育成講座で育成予定。	引き続き実施
⑦浸水実績等の把握・水害リスクの周知	X		・浸水実績等に関する情報を共有し、市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。 (浸水実績図の作成)	順次実施			・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討		
			・【H30.3】浸水実績図を作成。浸水実績等に関する情報を共有し、市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。	引き続き実施		・R4.8大雨の浸水実績図を作成し、R6.3末にWEBで公表。 あわせて、国、県の浸水実績図もWEBで閲覧できるようにする。	R6.3	・住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	令和元年度から検討	
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組										
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組										
①外水・内水氾濫に対応した水防活動の連絡体制の確保や、実働訓練の実施、水防活動の担い手の確保	N	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施		・災害緊急メール等のプッシュ型情報伝達手段を活用し情報伝達する。 ・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	随時	・各種警報が発令されたとき、迅速に対応できるよう配備体制に準じて班単位でパトロールを実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施
		・【R6.5.15】洪水対応演習を実施 ・【R6.5.25】水防工法研修会を開催 ・【R6.6.4】重要水防区域パトロールを実施	引き続き毎年実施	・【R6.5.15】洪水対応演習に参加 ・【R6.5.25】水防工法研修会に参加 ・【R6.6.4】重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施	・【R6.5.15】洪水対応演習を実施 ・【R6.5.25】水防工法研修会に参加 ・【R6.6.4】重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施	・災害緊急メール等を活用し水防団等へ情報提供を実施する。 ・【R6.5.15】洪水対応演習に参加 ・【R6.5.24】市水防訓練の実施 ・【R6.5.25】水防工法研修会に参加 ・【R6.6.4】重要水防区域パトロールに参加	引き続き実施	・【R6.5.15】洪水対応演習に参加 ・【R6.5.25】水防工法研修会に参加 ・【R6.6.4】重要水防区域パトロールに参加
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所合同巡視の実施	LM N	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施		・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・出水期前に国県市町や水防団等と重要水防箇所合同巡視への参加	引き続き毎年実施
		・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き毎年実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加		・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加	引き続き実施	・【R6.6.4】重要水防箇所等の合同巡視に参加

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

資料-1-3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市				
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組									
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P,Q	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防訓練の実施	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加。 ・水防活動時を想定した参集訓練実施。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施。 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施 出水期前
		・【R6.5.15】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。	引き続き毎年実施	・【R6.5.15】洪水対応演習に参加	引き続き毎年実施	・【R6.5.15】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。	引き続き実施	・【R6.5.24】洪水対応演習に参加 ・市水防訓練に国・県がリエゾンとして参加	引き続き実施
④水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進、水防に関する広報の充実	O,Q					・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施
						・消防団員募集ポスターの掲示や消防団員が作成する機関誌の発刊。 ・各種イベント会場での団員募集活動 ・「広報こまつ」・HPによる募集広告。	引き続き実施	・広報誌などを活用した広報活動 各種イベント会場での団員募集活動	引き続き毎年実施
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防工法講習会に参加。	引き続き実施	・水防工法講習会に参加	引き続き実施
		・【R6.5.14】小松市新人職員を対象に水防活動等の研修支援 ・【R6.5.25】水防工法研修会(会場:川北町)を開催(毎年実施)	引き続き実施	・【R6.5.25】水防工法研修会に参加	引き続き実施	・【R6.5.25】水防工法研修会に参加	引き続き実施	・【R6.5.25】水防工法研修会に参加	引き続き実施
⑥新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M,P,Q	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防資機材の配備状況の確認・整備 ・新技術を活用した水防資機材等の配備を検討する。	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検。	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検(能美市役所)	随時
		・【R6.6.4】重要水防区域パトロールで資材の配備状況を確認し、各市町と情報を共有	引き続き実施	・【R6.6.4】重要水防区域パトロールに参加 ・吸水性土のうを試験的に導入	引き続き実施 ・順次実施	・【R6.6.4】重要水防区域パトロールに参加	引き続き実施	・【R6.6.4】重要水防区域パトロールに参加	引き続き実施
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組									
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施、避難訓練の実施	K	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成、避難訓練を行う際の技術的な助言を行う	順次実施	・浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施	・浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施 H29年度から実施
		・【H29.1.15】梯川の氾濫を想定したDMAT局地災害対応力向上研修を支援 ・各市町の地域防災計画作成支援のための資料を作成【H30.1.11幹事会】	引き続き実施	・【H29.4.21】洪水時等に適切な避難行動がとられるよう要配慮者利用施設の管理者に対して説明会を実施 ・【R3.10.1】高齢者等の避難の実効性確保のための研修会を開催(県内福祉施設職員、市町職員等)	引き続き実施	・地域防災計画掲載 131施設 ・避難確保計画作成数 125施設	平成30年度から実施	・地域防災計画掲載予定 4施設 ・避難確保計画作成数 4施設	平成30年度から実施 引き続き実施

凡例 上段：各機関の具体的な取組
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

資料-1-3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市						
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組											
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組											
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施					・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施
		・大規模工場等が地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施	・大規模工場等が地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施					・水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施
1. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化											
■救援・救助活動の効率化に関する取組											
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E,S	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討に対する助言を行う	順次実施			・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討する。	H28年度から検討	・10箇年計画による各種備蓄品の整備 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	・平成29年度から10箇年計画 ・H29年度から検討
		・R2年度に復旧活動の拠点等配置計画を検討済み	R2年度完了	・広域的な水防資材の確保・調整等を行う	順次実施			・浸水範囲及び浸水深から想定される避難対象地域住民の避難計画を検討する中で、避難所や備蓄品の広域支援拠点の配置について検討する。	引き続き実施	・備蓄計画に基づき各種備蓄品を整備し、備蓄倉庫内に配置。 ・地域防災計画中の物資集積拠点を見直し、4施設を指定。	・平成30年度見直し ・H30年度実施済み
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施											
①大規模水害を想定した浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の作成	S,T	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・梯川排水計画(案)の検討に協力	順次実施			・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	H29年度から検討		
		・排水計画を検討済み	R2年度完了	・梯川排水計画の検討に協力	R2年度完了			・国交省主催 樋管操作講習会に参加【R6.6.3】	引き続き毎年実施		
②関係機関が連携した排水計画に基づく排水訓練の実施	T	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から実施	・排水ポンプ車の実働訓練の参加	引き続き実施			・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施		
		・毎年、排水ポンプ車操作訓練を実施	引き続き実施	・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練に参加していく	引き続き実施			・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練参加【H28.6.14】	引き続き毎年実施		

被害軽減の取組
多様な主体による被害軽減対策に関する事項

着手していると考えられる取組
実施済みの取組

資料-1-4

機関名	特に確認したい内容	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
①市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	対象施設の有無	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり
	洪水時の情報連絡体制の有無	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり
	具体的な内容 ※未構築：構築予定時期と検討における課題 ※構築済：情報連絡体制の内容	・市職員防災マニュアルに情報伝達体制を記載	・施設管理課が行う。	・浸水想定区域内に、市庁舎や災害拠点病院あり。止水板等で浸水対策を行い、電源を確保し通常の連絡体制で行う。	・町職員防災対応マニュアルに川北町災害対策本部情報伝達図を記載。	・登録制メールとFAXによる関係機関への情報伝達体制を確立	・協議会等の場において、情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について確認。
②市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実 (耐水化、非常用発電等の整備)	対象施設の有無	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり
	耐水化、非常用電源等の必要性の有無	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり
	具体的な内容 ※未対応：予定時期 ※対応済：対応事例の内容	・非常用電源、貯水タンク、排水ポンプを設置済み ・市庁舎の地下にある非常用電源を地上へ移設する予定	・市庁舎の非常用電源は地下にあるため、地上への移設を含め、対策を検討する。	・止水板などを庁舎に設置し、浸水防止対策を行う。	・非常用電源を整備済み。	・非常用電源が地下に設置されているが、止水板を設置し、浸水防止対策を行っている。	・市庁舎の一部で非常用電源等の設備を整備済み

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する進捗状況

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市	
想定最大規模 L2	地域防災計画の見直し時期	令和6年11月に見直し済	令和6年6月に見直し	令和5年6月・12月に見直し	令和3年3月までに見直し済	令和2年3月に見直し (対象施設を明記) ※以降、新規施設を随時追加	令和3年5月末までに見直し済
	R6年度までの実施内容	未提出の施設に対し、計画の作成・報告を依頼	全施設作成済み	地域防災計画掲載済み	各施設に説明を完了	対象施設に対して、避難確保計画の作成等について、説明資料を送付し周知をおこなった。	浸水想定区域拡大により、新規に避難確保計画作成が義務化される施設への通知。未作成の対象施設について、引き続き通知や個別指導を実施。
	R7年2/28時点の進捗状況	・対象施設 : 174箇所 ・作成済施設 : 166箇所	・対象施設 : 70箇所 ・作成済施設 : 70箇所	・対象施設 : 131箇所 ・作成済施設 : 125箇所	・対象施設 : 13箇所 ・作成済施設 : 11箇所	・対象施設 : 128箇所 ・作成済施設 : 103箇所	・対象施設 : 712箇所 ・作成済施設 : 670箇所

要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況

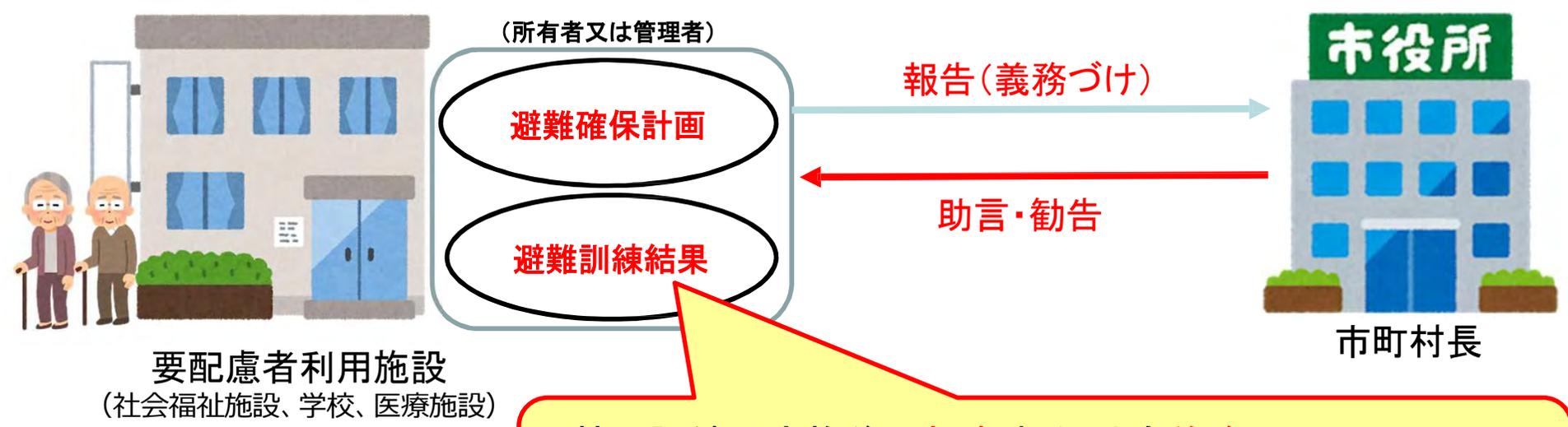
機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
R5年度の実施状況	・対象施設 : 175箇所 ・実施済施設 : 107箇所	・対象施設 : 66箇所 ・実施済施設 : 56箇所	・対象施設 : 127箇所 ・実施済施設 : 13箇所	・対象施設 : 13箇所 ・実施済施設 : 11箇所	・対象施設 : 103箇所 ・実施済施設 : 72箇所 (R6.3.11時点)	・対象施設 : 806箇所 ・実施済施設 : 425箇所
R7年2/28時点の進捗状況	・対象施設 : 174箇所 ・実施済施設 : 101箇所	・対象施設 : 70箇所 ・実施済施設 : 56箇所	・対象施設 : 131箇所 ・実施済施設 : 57箇所	・対象施設 : 13箇所 ・実施済施設 : 11箇所	・対象施設 : 128箇所 ・実施済施設 : 34箇所	・対象施設 : 712箇所 ・実施済施設 : 91箇所

住民のマイ・タイムラインの作成等の取り組み状況

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
R5年度の取り組み状況	美川中学校でマイ・タイムライン講座を実施	出前講座より、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	防災出前講座等より、マイタイムラインの作成を周知
R6年度の取り組み状況	ホームページでマイタイムラインの作成を周知	出前講座より、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知	防災出前講座等より、マイタイムラインの作成を周知

要配慮者利用施設における避難確保の重要性 【避難確保計画の作成と訓練の実施および報告の義務化】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施が義務づけ**られました。
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告が義務づけ**られ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた**市町村が管理者等に対して助言・勧告する支援制度が創設**されました。



- ・ 特に訓練は実施後に**報告**することも**義務**
- ・ 訓練は**原則として年1回以上の頻度での実施が推奨**※
(※「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」による)

避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進のために 【実施していただきたいこと】

■ 避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進

水防法等で義務づけられている避難確保計画の作成や避難訓練について、全ての施設で作成及び実施する必要がありますので、**未作成・未実施の施設には働きかけを行うなど引き続き促進**していただくようお願いします。
特に、訓練は実施後に報告することまでが義務となっていますので、**確実に提出していただく**ようお願いします。



社会福祉施設の避難確保計画(非常災害対策計画を含む)チェックリスト

項目	確認事項	確認結果	備考
1. 避難確保計画の作成	避難確保計画が作成されているか		
2. 避難確保計画の更新	避難確保計画が最新の状況に更新されているか		
3. 避難確保計画の周知	避難確保計画が関係者等に周知されているか		
4. 避難確保計画の実施	避難確保計画が実際に実施されているか		
5. 避難確保計画の報告	避難確保計画の実施結果が関係機関等に報告されているか		

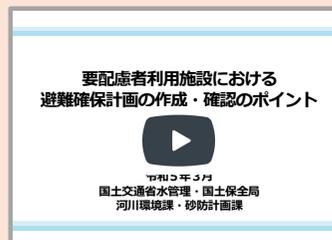
・河川部局だけでなく、**関係部局※が連携して進めることが有効**(※危機管理、福祉、総務部局、教育委員会等)

■ **助言・勧告のお願い、及び実態調査の実施について**
要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、提出された**全ての避難確保計画において、チェックリスト等を活用して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行うようお願いします。

■ 施設関係者向けの動画やリーフレットの活用

施設関係者にも「避難確保計画の作成・活用の手引き」等の内容を簡易に理解してもらえるように、**動画やリーフレット**を作成していますので、**計画作成や訓練実施の促進にご活用**ください。

・これら資料を使って、**避難確保計画の作成講習会を開催し、目的や作成方法など説明した事例あり**



動画



リーフレット

【参考資料のリンク】

国土交通省のHPでは、計画作成の手引き、様式、チェックリストのほか、eラーニング教材、取組の事例集や講習会の開催マニュアル等、様々な資料がありますので参考にしてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材動画(約21分)(YouTube)

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト

要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料

～利用者の命、救えますか～

令和4年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

メニュー 自衛水防(企業防災) トップ 地下空間の浸水対策 要配慮者利用施設の浸水対策 工場・事務所等の浸水対策 災害情報普及支援室一覧

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

お知らせ

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、手引き等に記載されている「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3 高齢者等避難」に、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示(緊急)」は「警戒レベル4 避難指示」に、「警戒レベル5 災害発生情報」は「警戒レベル5 緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いします。

全国の取り組み状況

←要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(令和5年9月30日現在)(令和6年1月12日)

- 水防法(洪水)に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 122,314
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 106,634

都道府県別の作成状況 (PDF: 83.1KB)

市町村別の作成状況 (PDF: 552KB)

都道府県別の作成状況(グラフ) (PDF: 263KB)

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)



4.【事例1】岩手県久慈市

高齢者グループホームひだまり(岩手県久慈市)

施設の概要

施設概要

施設周辺のリスク

施設の確保状況

位置図(概略図)

【参考資料】水防法より抜粋

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
 - 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

【参考資料】土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律より抜粋

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

- 令和4年8月豪雨災害により、手取川・梯川流域全体で甚大な被害が発生し、逃げ遅れや車移動中の孤立、道路冠水により避難できなかった等、住民避難に関する課題が浮き彫りとなった。
- 従来の河川水位による基準に加え、雨量予測などによる早めの避難情報の発令の必要性や避難を促す情報発信について、自治体のみならず報道機関を含め、流域全体の関係機関が連携する必要性が生じた。
- 令和5年度から手取川・梯川流域タイムラインによって新たに「流域警戒ステージ」を設定する等、注意報・警報が発令される以前の段階で早期に流域全体で危機感を共有し、各機関において早めの防災行動を着手し、逃げ遅れゼロの取組を強化。

- ・ 令和6年度（3/14現在）は、流域警戒ステージに14回移行（うち、ステージⅡに3回移行）。また、運用会議を合計4回開催。
- ・ 流域警戒ステージ移行時や運用会議開催の際、メールにて情報を共有。また今年度から移行後に概ね1回/日で情報提供を実施。

令和6年度 出水状況・警戒ステージ経過一覧（R7.3.14時点）

	日付	流域警戒ステージ	出水状況	備考
	5/28	—	梯川:水防団待機水位超過	基準を満たさず、流域警戒ステージへは移行せず
①	6/21~24	I、II		6/21運用会議、情報提供1回
②	6/27~7/11	I、II	手取川:水防団待機水位超過 梯川:水防団待機水位超過	情報提供14回
③	7/16~17	I		情報提供1回
④	7/20	I		情報提供1回
⑤	7/23~24	I		情報提供1回
⑥	7/28~31	I		情報提供4回
⑦	8/23~9/2	I、II		8/30運用会議、情報提供9回
⑧	9/14~9/16	I		情報提供2回
⑨	9/17~9/22	I		9/20運用会議、情報提供7回
⑩	10/6~10/8	I		情報提供1回
⑪	10/18~10/19	I		情報提供1回
⑫	10/28~11/3	I、IV	梯川:氾濫注意水位超過	10/31運用会議、情報提供3回
⑬	11/27~12/1	I		情報提供3回
⑭	12/6~12/8	I		情報提供2回

※ 6/30は運用会議を開催せず、ステージⅡに移行（資料送付のみ）
 ※ 9/20、10/31は運用会議を開催したが、予測降雨量が小さかったため、ステージⅡに移行せず

流域警戒ステージの情報提供メール

件名:【手取川・梯川流域タイムライン】流域タイムラインの情報提供について

手取川・梯川流域タイムライン関係機関 各位
 関係機関 担当者各位
 (本メールはBCCで送信しています)

9月22日8時現在の状況を情報提供します。

(連絡事項)
 9月22日8時現在、「流域警戒ステージⅠ」に移行中です。
 ★石川県の加賀では、23日8時にかけて、早期注意情報(警報級の可能性)の大雨[中]が発表されています。このため、現在移行中の「流域警戒ステージⅠ」を「継続」しています。
 ★加賀では、22日夜速くにかけて土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に注意・警戒してください。

(気象概況)
 前線上の山陰中には台風第14号から変わった温帯低気圧があって、東北東に進んでいます。この前線上の低気圧は、22日昼前には北陸地方を通過し、22日夜には日本の東へ進み、前線は本州付近を南下する見込みです。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んでいるため、石川県では大気の状態が非常に不安定となっており、22日昼前にかけて雷を伴った激しい雨や非常に激しい雨の降る所があるでしょう。

(雨の予想)
 22日に予想される1時間降水量は多い所で、加賀 40ミリ
 22日6時から23日6時までに予想される24時間降水量は多い所で、加賀 100ミリ

★今後、警戒ステージⅡに移行する可能性があります。また、降雨状況によっては警戒ステージⅡやⅢに移行せずに河川水位が上昇する場合があります。引き続き注意をお願いします。

今後の気象警報・注意報、気象情報に留意願います。
 関係機関の皆様は、流域警戒ステージⅠに記載されている防災対応を実施してください。

金沢河川国道事務所 流域治水課 TEL:076-264-9910 (直)
 (<=>)

運用会議の開催状況



令和6年度 手取川・梯川流域タイムラインの取り組みに関する【アンケート結果】

■ アンケートの目的

流域タイムラインの取り組みについては、令和5年度から実施しており、今年度で2年目となる。

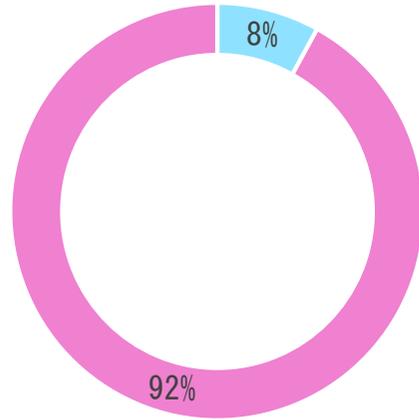
取り組み開始から日が浅く、まだ改善の余地があると考えられることから、実際に取り組んでいただいた関係機関にアンケートを実施し、その結果を反映することで、よりよい取組となるよう改善を図る。

■ 回答いただいた関係機関（16機関・24部署）（連名回答は1部署としてカウント）

- ・小松市 内水対策室・危機管理課（連名回答）
- ・白山市 危機管理課危機管理係
土木課
- ・能美市 土木部土木課
消防本部 警防課警防係
- ・野々市市 総務課防災安全係
土木課河川係
- ・川北町土木課
- ・石川県 土木部河川課
石川土木総合事務所 維持管理課景観・管理係
河川砂防課河川係
南加賀土木総合事務所 河川砂防課砂防係
赤瀬ダム管理事務所
- ・IRいしかわ鉄道（株） 運輸部施設課
安全推進室
- ・金沢地方気象台 防災グループ
観測予報グループ
- ・北陸電力株式会社 発電保守課
- ・電源開発株式会社 水力発電部 中部支店 九頭竜電力所 白山市駐在(手取川事務所)
- ・西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社安全推進室
- ・中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター 工務担当課
- ・陸上自衛隊金沢駐屯地 第10師団第14普通科連隊第2科
- ・株式会社エフエム石川 放送営業部
- ・株式会社テレビ小松 営業本部番組制作課

設問 1 : 流域警戒ステージ (I) の「移行の回数 (頻度) 」について

- ・今年度はステージ I に14回移行しましたが、この「移行の回数(頻度)」について、どのように感じましたか。



● 多い 2票

● 今のままでよい (変更の必要はない) 22票

● 少ない 0票

回答理由

多い

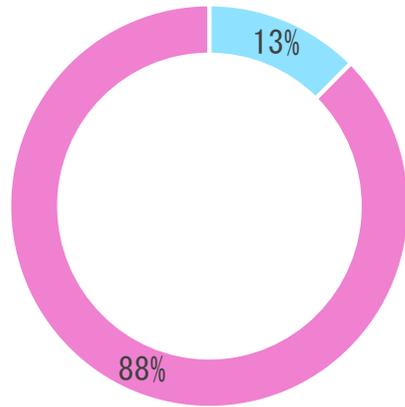
- ・空振りが多すぎると危機感が薄れるため
- ・危険性に注意を向けるという面では良いが、移行基準を見直す必要があるのではないかと思います
(前線の位置は不確実性があるため、現行移行基準である警報級の可能性 [中] 付加の期間「概ね3~5日前」は長すぎるのではないかと移行基準目安 (案)
前線 : 前線の影響により、3日前までに警報級の可能性が発表された時 (※運用会議は実施しない)

今のままでよい (変更の必要はない)

- ・関係機関によって危機意識に差があってはならないので、頻度は今まで、あるいはもっと増えてもよいと考える
- ・多いと感じるが、回数が少なくなる基準が複雑になることは望まない
- ・移行基準 (警報級の可能性「中」) が明確で、移行のタイミングも適時であったと考えます
- ・降雨予測に基づく移行であり問題はないと思われる。洪水に至らないのは結果論であり今後予測技術の進歩により空振り回数も減少すると思われる
- ・適切なタイミングで移行しているので問題ない。結果にとらわれなくてよいと思う
- ・警戒ステージに移行後、実際に100%洪水となったということであれば、ステージ移行基準がギリギリであり、基準を下げる方向に見直すべきと思う。一方で、むやみに基準を下げて移行回数を多くすると「またか」という”狼少年”になりかねず、危機意識の共有を増やそうという目的とは逆の効果になりかねない
- ・危機意識を共有する・高める必要があるため、減らすべきではないので今のままで良い

設問 2 : 流域警戒ステージの「情報の回数」について

- ・今年度から取り組んだ、流域警戒ステージの情報は計50回実施しましたが、この「情報の回数」について、どのように感じましたか。



○ 多い 3票

○ 今のままでよい (変更の必要はない) 21票

○ 少ない 0票

○ 流域警戒ステージの情報そのものが不必要 0票

回答理由

多い

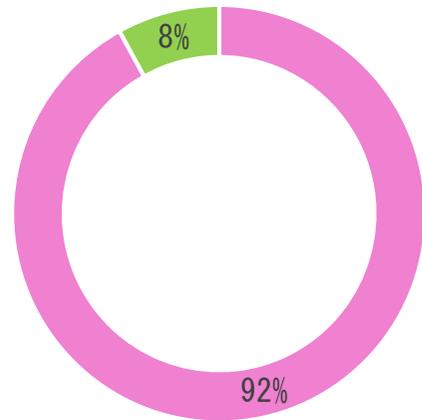
- ・状況変化の時で構わない
- ・より重要な情報に絞ってほしい
- ・流域警戒ステージに変更があった場合にのみ情報発表で良いと考えます
- ・流域警戒ステージ I は回数が多いため担当はかなり手間がかかっているのではと思われる
早期注意情報は気象庁（金沢地方気象台）HPで確認が可能なため、ステージ I へ移行する際のメールは必要でしょうか？
（メール省略が可能でしょうか）例えば、流域警戒ステージ I については早期注意情報の大雨 [中] で自動発令とし、ステージ II の可能性が有るときのみ担当者と調整してメールで発出するのはどうか
- ・その他、気象状況等に変化があった場合のみでよく、1回/日は多いと思われる。発表のタイミングははじめ（早期注意情報の大雨 [中] を初めて発表した時）と終わりは必要であれば変化が生じた時に簡単なお知らせとしたらどうかという意見あり

今のままでよい (変更の必要はない)

- ・今後の気象予測についてアンテナ高くいるためにも現在と同じか、もっと増えてもよいと考える
- ・降雨予想など、状況に応じた情報提供が必要・危機意識を共有するため今のままで良い
- ・情報受信側としては、回数は今のままでよいと考えますが、情報発信元（金沢河川国道事務所）の負担を考慮するのであれば、上位ステージ移行可能性や気象予測に変化があった際などに限定し、各機関、府県気象情報等をPULLで取得することで良いと思います
- ・引き続き1日1回程度の情報提供は報道機関の要望でもあり1日1回はあったほうが良い。このため、今のままで良い
- ・多い気もするが、情報共有のため、必要現行でもう少し様子を見てもよいと思う
- ・特に状況の変化がない場合にもメールが届くと慣れてしまい、メール内容への関心が薄れる。状況に変化があった場合のみでよい
- ・状況を把握する上で1回/日は適度な回数と思われるため

設問 3 : 流域警戒ステージの「情報の内容」について

- ・ 流域警戒ステージの「情報の内容※」について、どのように感じましたか。
(※ 現在はメールにて、今後の気象予測や上位ステージに移行する可能性等について連絡)



- 今のままでよい (変更の必要はない) 22票
- 改善が必要 2票

回答理由

今のままでよい (変更の必要はない)

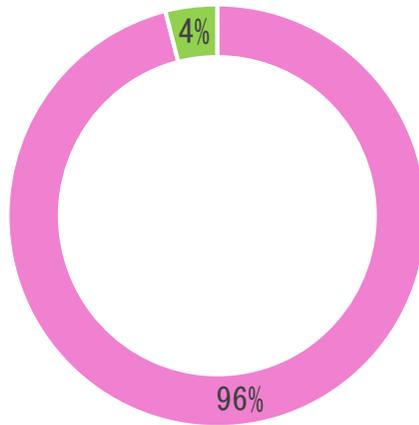
- ・ 大雨などの警報級の可能性について、それにより待機人員の準備もあるので、より詳細な内容の提供があればありがたい
- ・ 現在の情報量で満足

改善が必要

- ・ 気象予測は府県気象情報等に記載がない、一步踏み込んだ情報 (雨のピークや気象台のコメントなど) もあると助かります

設問 4 : 流域警戒ステージ I 移行時における運用会議の取りやめについて

- ・今年度から流域警戒ステージ I に移行する際の運用会議を実施しないこととしましたが、どのように感じましたが。



●今のままでよい (ステージ I に運用会議は必要ない) 23 票

●ステージ I でも実施すべき 1 票

回答理由

今のままでよい (ステージ I に運用会議は必要ない)

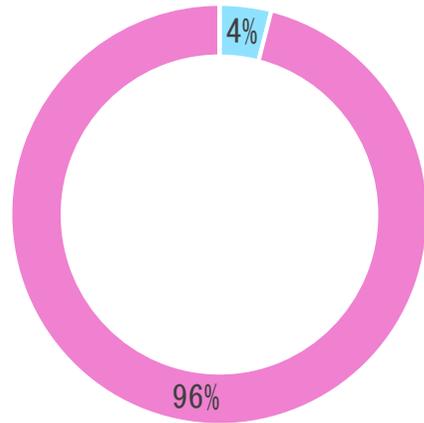
- ・運用会議の回数が増えることについては問題ないが、休日や時間外など、会議開催の時間帯によっては参加することが難しい場合もあるかと思われるので、関係機関の危機意識の共有という目的に対しては、いまのままでよいと考える
- ・運用会議を増やす必要がないため
- ・運用会議を実施しなくても問題なかったため
- ・メール連絡があり、特に問題はありませんでした
- ・現行の基準でステージ I 移行の際にも運用会議を開催することになると運用会議が多くなりすぎるため、現状のままで良い
- ・ステージ I で運用会議を行うと会議が多くなりすぎると思います
- ・ステージ I は情報発表 (メール) で良いと思います
- ・ステージ I であれば、現行どおりで問題ない

ステージ I でも実施すべき

※ 特に意見はなかった

設問 5 : 運用会議（ステージⅡ、Ⅲ）の「回数」について

- ・今年度は運用会議（ステージⅡ）を4回開催（うち2回ステージⅡに移行）しましたが、運用会議（ステージⅡ、Ⅲ）の「回数」について、どのように感じましたか。



- 多い 1票
- 今のままでよい（変更の必要はない） 23票
- 少ない 0票

回答理由

多い

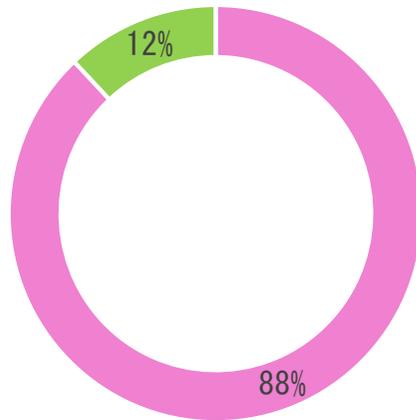
- ・毎回気象台の説明会の後に重複して実施されているような気がしますが、いっしょに開催すればいいように思います

今のままでよい（変更の必要はない）

- ・今年度の頻度で、大雨が予想される際には事前に備えることができたので、今のままでよいと考える
- ・危機意識を共有するため今のままで良い
- ・変更の必要はないと考えます
- ・今のままで良いと思うが、ステージⅡの移行基準について現状ですと台風説明会や大雨説明会が開かれるだけでⅡに移行する基準となっているため、「又は」を「かつ」にすることも検討したほうが良いかもしれません
現行ステージⅡ移行基準を以下のようにしたらどうか
 - 台風：台風説明会が開催された時、かつ府県気象情報「石川県気象情報」（加賀）（以下、府県気象情報」という）で48時間以内に24時間降水量が多いところで150mm程度の雨量が予測された時
 - 前線：大雨説明会が開催された時、かつ府県気象情報で48時間以内に24時間降水量が多い所で150mm程度の雨量が予測された時
- ・今年度の4回の開催が多いか少ないか判断ができなため、今のままでよいと考えます
- ・降雨予測に基づく運用会議開催であり、このままでよいと考える
- ・休日前に行うケースが多く、週末の対応について、確認もできるので今年度はこれでよかったと思う
- ・5割がステージ移行したことで妥当な回数だと思います
- ・今年度の降雨実績を踏まえると適度な回数と思われるため

設問 6 : 運用会議の「内容」について

- ・ 運用会議では、ステージ移行の判断の前に気象概況・予測の説明、河川への影響、ダム事前放流の状況等について説明します。この「内容」について、どのように感じましたか。



●今のままでよい（変更の必要はない） 21票

●改善が必要 3票

●情報そのものが足りない 0票

回答理由

今のままでよい（変更の必要はない）

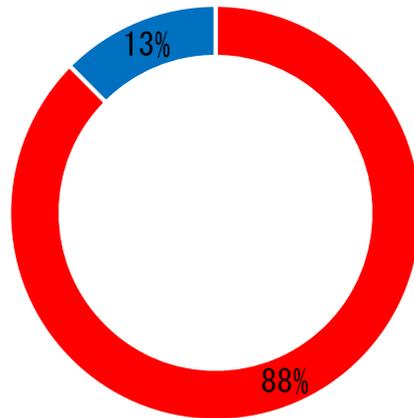
- ・ 現在の情報量で満足

改善が必要

- ・ 気象台の説明で山地と平野部に分けて説明があればありがたい。どの範囲の山地なのか、平野部なのか詳しく知れたらなおよい
- ・ 気象台の状況説明内容と一緒に部分については特段必要ないと思う
- ・ WEB会議上では言いにくいかもしれませんが、気象予測は府県気象情報等に記載がない。一步踏み込んだ情報（雨のピークや気象台のコメントなど）もあると助かります

設問 7 : 行動計画の実施状況について

- ・ 流域警戒ステージ移行後は各機関が設定した行動計画を実施することとなっていますが、うまく実施できましたか。



● うまく実施できた 21票

● うまく実施できなかった 3票

回答理由

うまく実施できた

- ・ 訓練でも所属の行動を把握することができているので、所属内にも落とし込むことができている
- ・ 流域警戒ステージの移行時に点検を行い、適宜見直しを行っていたため
- ・ 総務課と土木課がうまく連携できたため
- ・ 関係者に情報共有を行ったため
- ・ 計画通り実施できたため
- ・ 手取川・梯川流域タイムラインに基づく行動計画の細部は、小松市庁内水防タイムラインにより関係部局別に規定してあるため
- ・ 今回のステージは、情報の収集と共有であり特に問題なくできた
- ・ 特別難しい対応がなかった
- ・ 最新の警戒情報が入るため、危機意識を職員間に共有できた
- ・ 流域警戒ステージの移行により庁内での情報共有、役割分担の確認ができた

うまく実施できなかった

- ・ ステージⅢへの移行がなかったため、課内の情報共有に留まったから
- ・ 日常業務のなかでメールに気づくタイミングがバラバラです。そのため放送への連携がその時々でバラツキがある
- ・ 所内への周知について、タイムラインのメールの受信先を担当者個人としていたため、土日夜間等の業務時間外で速やかな周知ができない場合があったため

■ その他（ご意見・ご要望等）

一 設問以外にも、流域タイムラインの取り組み全般についてのご意見、ご要望 一

回答

- ・この取り組みが県民に広く知られば、土木行政全般のイメージアップにつながると考える
- ・ステージⅢはMSMを移行基準としていますが、予測雨量の変動が大きい、過大に予測する傾向が多い等の課題があると認識しています
MSMによる数値のみだけでなく、气象台予報官の知見を含めた情報を基に判断することに変更を検討してはいかがでしょうか
(実際にはそうされているのかもしれませんが、運用要領ではMSMだけを基準としているように書かれています)
- ・ステージⅣ移行時は、運用会議や通知は行わないこととされていますが、今後、参加機関が拡大された場合などは、整備予定とされている「情報共有サイト」の活用等で、現在のステージがどこなのか、各機関が認識、共有できる仕組みがあれば良いと思います
(参考) 11/2 ステージⅣ移行
- ・危険度の高い情報だけが送られるアドレスが登録できると、より注目度が高まり放送への連結もスムーズになります

令和6年度 手取川・梯川流域タイムラインの取り組みに関するアンケート結果と令和7年度の取り組み方針（案）

1. 総論

- ・参加27機関のうち、16機関（24部署）から回答を得た。
- ・基本的にいずれの設問においても「現況の取り組み内容で問題ない」との回答が多数を占めた。

2. 個別結果

設問1. 流域警戒ステージ（I）の「移行の回数（頻度）」について

アンケート結果	主な意見	結果に対する対応（案）	令和7年度の取り組み方針（案）
<ul style="list-style-type: none"> ■多い：2票（8%） ■今のままでよい：22票（92%） ■少ない：0票（0%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・回数が多くても危機感を醸成するためにはやむを得ないとする意見が多かった。 ・移行基準（警報級の可能性「中」）が明確であり、分かりやすいとの意見もあった。 ・前線性降雨の移行基準を見直し（5日前→3日前）してはどうかとの意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の移行回数（頻度）で問題ないとする回答、意見が多いため、基本的には現行どおりの取り組みでよいと考えられる。 ・なお、移行基準については、見直し求める意見と継続を求める両意見があったが、当面（次年度）は現行基準を継続するものとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と同様とする。

設問2. 流域警戒ステージの「情報の回数」について

アンケート結果	主な意見	結果に対する対応（案）	令和7年度の取り組み方針（案）
<ul style="list-style-type: none"> ■多い：3票（13%） ■今のままでよい：21票（88%） ■少ない：0票（0%） ■情報そのものが不要：0票（0%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を出すタイミングとして、「状況に変化があった場合でもよい」との意見が「多い」だけでなく、「今のままで良い」とする回答の中にも複数みられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報そのものが不要とする意見はなかったため、次年度も引き続き情報提供を行うことが望ましい。 ・回数（頻度）については、今のままで良いとする意見が多数を占めたが、その中でも「状況に変化があった場合のみでよい」との意見もあったことから、事務局側の負担も考慮し、頻度を減らす方向としたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度も引き続き、流域警戒ステージ移行後の情報提供を行う。 ・ただし、情報提供は基本的に「状況に変化があった場合」に行うものとするが、状況に変化がなかった場合でも「2日に1回」は情報提供を行う。（令和6年度は状況の変化にかかわらず1日に1回の頻度）

設問3. 流域警戒ステージの「情報の内容」について

アンケート結果	主な意見	結果に対する対応（案）	令和7年度の取り組み方針（案）
<ul style="list-style-type: none"> ■今のままでよい：22票（92%） ■改善が必要：2票（8%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に関して、より詳細な情報を求める意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には現行の情報内容で問題ないとする回答、意見が多いため、現行どおりの取り組みでよいと考えられる。 ・より詳細な気象情報については、特にステージⅠの早期段階では気象の不確実性が高く、現状、現行以上の情報提供は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と同様とする。

設問4. 流域警戒ステージⅠ移行時における運用会議の取りやめについて

アンケート結果	主な意見	結果に対する対応（案）	令和7年度の取り組み方針（案）
<p>■今のままでよい（ステージⅠに運用会議は必要ない）：23票（96%）</p> <p>■ステージⅠでも運用会議を実施すべき：1票（4%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージⅠで運用会議を実施しなくても特に問題はなかった、メール連絡でよいとの意見が多数を占めた。 ・改善に関する意見はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の情報内容で問題ないとする回答、意見が多く、改善意見もなかったため、現行どおりの取り組みでよいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と同様とする。

設問5. 運用会議（ステージⅡ、Ⅲ）の「回数」について

アンケート結果	主な意見	結果に対する対応（案）	令和7年度の取り組み方針（案）
<p>■多い：1票（4%）</p> <p>■今のままでよい：23票（96%）</p> <p>■少ない：0票（0%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今のままでよいとしながらも移行基準の見直し（气象台説明会と予測雨量の両方を満たした場合に変更）をもとめる意見があった。 ・气象台の説明会との合同開催も求める意見あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の実施回数で問題ないとする回答、意見が多いため、現行どおりの取り組みでよいと考えられる。 ・移行基準については、基本的に現行どおりとするが、対象となる气象台説明会は「大雨」に関するものであり、明らかに予測降雨量が基準に満たないものは除く。 ・合同開催については、气象台の説明会ではマスコミが含まれない、手取川・梯川水系以外の関係者も含まれるなどから、実施には課題があると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と同様とする。 ※ただし、対象となる气象台説明会は「大雨」に関するもの。

設問6. 運用会議の「内容」について

アンケート結果	主な意見	結果に対する対応（案）	令和7年度の取り組み方針（案）
<p>■今のままでよい（変更の必要はない）：21票（88%）</p> <p>■改善が必要：3票（12%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今のままでよいの意見としては、現在の情報量で満足との意見が多かった（3機関〔4部署〕）。 ・改善については、主に気象情報の拡充を求める意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の会議内容で問題ないとする回答、意見が多いため、基本的には現行どおりの取り組みでよいと考えられる。 ・運用会議における気象情報の拡充については、その際の気象状況により予測が難しい面もあるが、可能な限り対応できるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と同様とする。

設問7. 行動計画の実施状況について

アンケート結果	主な意見	結果に対する対応（案）	令和7年度の取り組み方針（案）
<p>■うまく実施できた：21票（88%）</p> <p>■うまく実施できなかった：3票（12%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・うまく実施できた理由としては、関係課との連絡や情報共有ができたこと（ステージⅢへの移行がなく情報共有程度で済んだこと）などがあげられていた。 ・うまく実施できなかった理由として、ステージⅢの対応がなく、逆に課内の情報共有に留まってしまったことや休日の連絡方法の不備に関する意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は多くの関係機関において問題なく、行動計画が実施されており、基本的には現行どおりの取り組みでよいと考えられる。 ・ただし、今後、ステージⅢへ移行した場合、様々な（事前）防災対応が必要となってくることから、今年度の結果に満足せず、引き続き適切な防災行動を実施するための準備は進めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行と同様とする。 ※ただし、行動計画については、関係機関それぞれが適時見直しを行うものとする。

その他（ご意見・ご要望等）

ご意見、ご要望等	回答
①この取り組みが県民に広く知られれば、土木行政全般のイメージアップにつながると考える。	①現在も減災対策協議会や地域メディア協議会の場でも報告（PR）を行っていますが、さらなる周知について検討していきます。
②ステージⅢはMSMを移行基準としていますが、予測雨量の変動が大きい等の課題があると認識しています。MSMによる数値のみだけでなく、气象台予報官の知見を含めた情報を基に判断することに変更を検討してはいかがでしょうか。（実際にはそうされているのかもしれませんが、運用要領ではMSMだけを基準としているように書かれています。）	②ステージⅢ（Ⅱも含む）の移行基準はあくまで「目安」であり、移行の判断は「運用会議を開催して判断」することとしています。このため、現時点でも運用会議での気象情報は气象台予報官の知見を含めたものとしています。なお、運用要領にも「目安」であることや「運用会議を開催して判断」する旨が記載されています。
③ステージⅣ移行時は運用会議や通知は行わないこととされていますが、今後、参加機関が拡大された場合などは、整備予定とされている「情報共有サイト」の活用等で現在のステージがどこなのか各機関が認識、共有できる仕組みがあれば良いと思います。	③ステージⅣの移行基準は氾濫注意情報（警戒レベル2）の発表基準に達した場合としており、この氾濫注意情報については、現時点でも「洪水予報」によって通知を行うとともに、一般の方も閲覧できる「川の防災情報」や「キキクル」などでも確認することができますので、ご活用ください。
④危険度の高い情報だけが送られるアドレスが登録できると、より注目度が高まり放送への連結もスムーズになります	④重要度の高い情報のみ選別して連絡することは、手間が増えるとともに誤操作（送信忘れ）等の要因となる可能性があります。現時点でも流域警戒ステージ（Ⅰ～Ⅲ）でランク分けされており、メール送信の際にも表題や本文に現在のステージを記載していますので、そちらで重要度を判断していただけるようお願いいたします。

住民の理解と自らの行動につなげるための 情報発信についてメディア機関と共有・連携

近年の温暖化による災害の激甚化、頻発化が顕著となっている中で、国としても災害から国民のいのちと暮らしをまもるための防災減災、そして国土強靱化のための5か年加速化計画を進めています。このような対策とあわせて、地域のリスク情報などを関係機関やメディアとの情報共有を通じて、住民等への情報伝達を行い、速やかな行動に結びつけていただくため情報提供と意見交換を行いました。



第1回 地域メディア連携協議会の概要

- 日時 令和6年6月13日(木)10:00~11:30
- 場所 金沢河川国道事務所 2階会議室(Web会議併用)
- 参加団体 【行政機関】
 - 金沢河川国道事務所(事務局)
 - 石川県、金沢地方気象台【メディア機関】
 - 石川テレビ放送、北陸放送、テレビ金沢、あさがおテレビ、加賀ケーブル、北國新聞社

- 議事次第・情報提供
 - (1)金沢地方気象台
 - ・3か月予報と防災気象情報の変更点について
 - (2)金沢河川国道事務所
 - ・洪水についての基礎知識
 - ・手取川梯川流域タイムラインについて
 - ・昨冬の降雪対応について
 - ・大雨による道路の通行止めについて
 - (3)その他(現地視察会について)

○意見交換

各機関からの主な意見

- ・流域ステージの運用で、ステージ2に移行してからが長い場合があったので、改善できるよう検討して欲しい。
- ・現地視察会は取材機会があると参加しやすい。
- ・令和6年1月の大地震を受け、従来のハザードマップの見直し状況を教えて欲しい。
- ・「越水」と「溢水」は、どちらも「氾濫」として表現可能か。
- ・気象情報の量的予報で幅のない表現へ変更したことは画期的。



～「梯川水系緊急治水対策プロジェクト」における 流域治水の取組について～

「地域メディア連携協議会」の取り組みの一つとして、メディアの皆さんに梯川で進めている流域治水対策について理解を深めていただくことで、地域特性を踏まえたより切迫感のある情報発信につなげるとともに、地域メディアとの連携強化を図ることを目的として、現地視察会を開催しました。



↑ 九竜橋川排水機場(小松市)での視察

令和6年度 現地視察会の概要

- 日時 令和6年8月27日(火) 9:30～11:30
- 場所 梯川水系緊急治水対策プロジェクト整備箇所
- 参加団体
 - 【メディア機関】 石川テレビ放送、テレビ金沢
 - 【行政機関】 金沢河川国道事務所、石川県、小松市
- 視察箇所
 - ①【小松市】 九竜橋川排水機場(ポンプ増強)
 - ②【石川県】 今江潟排水機場(木場潟事前排水)
 - ③【国交省】 梯川左岸7.2K付近
(梯川引堤、河道掘削、橋梁架替)

参加メディアからの主な意見

- ・実際に現地を見て、その場で説明してもらうことができ、大変勉強になった。



← 今江潟排水機場(石川県)での視察



梯川(国交省)での視察 →

手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、手取川、梯川及び大慶寺川、倉部川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局金沢河川国道事務所（流域治水課）、石川県（土木部 河川課）が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月9日から施行する。

改正 平成28年 8月31日 (別表-1及び2改め)

改正 平成29年 5月15日 (第1条, 第2条及び別表-1, 2改め)

改正 平成29年10月26日 (第1条及び別表-1改め)

改正 令和 元年 5月20日 (別表-1及び2改め)

改正 令和 3年 5月25日 (別表-1及び2改め)

改正 令和 4年 5月27日 (別表-2改め)

改正 令和 5年 5月23日 (第8条及び別表-2改め)

別表－1

機 関 名	代 表 者
金 沢 市	市 長
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長
〃 南加賀土木総合事務所	所 長
〃 石川土木総合事務所	所 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
加 賀 市	
石川県 農林水産部 農業基盤課	
北陸電力(株) 手取水力センター	
電源開発(株) 九頭竜電力所(手取川事務所)	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	
陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	
IR いしかわ鉄道(株)・施設課	

別表－2

所 属	幹 事 名
金 沢 市	内水整備課長 危機管理課長
小 松 市	内水対策室長 危機管理課長
白 山 市	土 木 課 長 危機管理課長
能 美 市	土 木 課 長 危機管理課長
野 々 市 市	土 木 課 長 総 務 課 長
川 北 町	総 務 課 長 土 木 課 長
石川県 土木部 河川課	課 参 事
" 危機管理監室 危機対策課	主 幹
" 南加賀土木総合事務所	河川砂防課長
" 石川土木総合事務所	河川砂防課長
金沢地方気象台	防 災 管 理 官
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	副所長（河）
<オブザーバー> 加 賀 市	